

[illegible]

◎岡山県規則第十九号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第六十三条」を「第六十三条」に、「その他」を「及びその他」に改める。

第六条の二に次の一項を加える。

2 政策推進課に、地方創生推進室を置く。

第六条の三第三項を削る。

第八条中「子ども未来課」を「子ども未来課に改める。

子ども家庭課

第十三条第一項中「会計課」を「会計課に改め、同条中第二項を削り、第三項

内部事務課

を第二項とする。

第十五条中「又は室」を削り、同条の表中

課 室

を

課

に、「庁舎管理班」を「庁舎管理班 庁舎営繕・耐震化班」

に、「課税班」を「直税班 間税・自動車課税班」に、「創生支援班 行政班」を「行政班」に、

子ども未来課

少子化対策班 児童福祉班 保育・母子班

子ども未来課	少子化対策班	子育て支援班
子ども家庭課	家庭支援班	児童福祉班

に、「内部事務効率化室」を「内部事務課」に改める。

第十六条の六に次の一項を加える。

2 政策推進課地方創生推進室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 おかやま創生総合戦略推進本部に関すること。
 - 二 地方版総合戦略及び人口ビジョンに関すること。
 - 三 地域再生計画（他課の分掌に属するものを除く。）に関すること。
 - 四 その他他課の分掌に属しない地方創生の推進に関すること。
- 第十七条第二十号中「、公益財団法人岡山県福祉事業団」を削る。
- 第二十条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 県の滞納債権（県税に係るものを除く。）の管理に係る指導及び支援に関すること。

第二十条第二項を削る。

第二十四条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十五条第三号中「広域的な地域総合整備計画の策定に関する助言並びに法律に基づく長期整備計画の策定及び総合調整」を「過疎地域、離島地域等の振興」に改め、同条第五号中「建設」を「整備」に改め、同条第七号中「（次号において「干拓地」という。）」を削り、「総合調整」の下に「及び利用」を加え、同条第八号を削り、同条第九号中「整備の企画立案及び」を削り、同号を同条第八号とし、同条第十号中「及び地域再生」を削り、同号を同条第九号とし、同条中第十一号を第十号とし、第十二号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十六条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十九条第八号中「（精神障害者の自立支援に関するものを除く。）」を削る。

第三十一条の二各号を次のように改める。

- 一 少子化対策に関する施策の企画立案及び総合調整に関すること。

二 児童の福祉に関すること（子ども家庭課の分掌に属するものを除く。）。

三 児童福祉関係の社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること（子ども家庭課の分掌に属するものを除く。）。

四 児童の福祉に関する調査統計に関すること（子ども家庭課の分掌に属するものを除く。）。

五 保育士の指導養成に関すること。

六 保育所及び認定こども園に関すること。

七 児童文化の向上に関すること。

八 子ども・子育て会議に関すること。

第三十一条の二の次に次の一条を加える。

（子ども家庭課の事務）

第三十一条の三 子ども家庭課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 児童の福祉に関すること。

二 児童福祉関係の社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。

三 児童の福祉に関する調査統計に関すること。

四 ひとり親家庭（母子、父子及び寡婦）等の福祉に関すること。

五 児童扶養手当及び児童手当に関すること。

六 児童の保護委託に関すること。

七 児童委員に関すること。

八 要保護女子の保護更生に関すること。

九 児童相談所、女性相談所及び成徳学校に関すること。

十 子どもの貧困対策の総合調整に関すること。

十一 その他他課の分掌に属しない女性の福祉に関すること。

第三十八条第一項第五号を削り、同条第二項第一号中「こと」の下に「（他課の分掌に属するものを除く。）」を加える。

第四十条の二第五号中「景気動向」を「下請中小企業の振興、景気動向」に改め、同条中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 県内の中小企業が製造する工業製品に関する商談会への出展の支援等に関するこ

と。

第五十条第一項第四号中「農村振興総合整備事業」を「集落基盤整備事業」に改める。

第五十三条の三を削る。

第六十二条第一項第三号中「内部事務効率化室」を「内部事務課」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(内部事務課の事務)

第六十二条の二 内部事務課においては、次に掲げる事務(集中管理の対象となつていないものに限る。)をつかさどる。

- 一 各種手当の認定及び支給額の決定に関すること。
 - 二 実績に基づく各種手当の支給に関すること。
 - 三 年末調整に関すること。
 - 四 旅費の支給に関すること。
 - 五 臨時的任用職員の賃金及び非常勤嘱託職員の報酬の支給に関すること。
 - 六 臨時的任用職員、非常勤嘱託職員、再任用職員等の社会保険事務に関すること。
 - 七 光熱水費等の支払事務に関すること。
 - 八 職員に対する給与の支払に関すること。
 - 九 収支命令の審査に関すること。
 - 十 その他内部管理事務の効率化に関すること。
- 第七十三条から第七十五条までを次のように改める。

第七十三条から第七十五条まで 削除

第二百二十六条の表中

岡山県公害健康被害認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)による健康被害の認定及び補償の給付についての意見の具申に関する事務	医葉安 全課
岡山県公害健康	公害健康被害の補償等に関する法律	医葉安

を		に改め、同表岡山県障害者介護給付費等不服審査会の項中「昭和二十二年法律第百六十四号」を削り、同表中	
岡山県国民健康	岡山県後期高齢者医療審査会	被害認定審査会	(昭和四十八年法律第百十一号)に基づく健康被害の認定及び補償の給付についての意見の具申に関する事務
	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百二十八条第一項に規定する審査請求に対する裁決に関する事務	岡山県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十九条の三第四項の規定による医療費支給認定についての審査に関する事務
岡山県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第七條第二項の規定による支給認定についての審査に関する事務	岡山県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百二十八条第一項に規定する審査請求に対する裁決に関する事務
長寿社	長寿社 会課	岡山県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百二十八条第一項に規定する審査請求に対する裁決に関する事務
長寿社	長寿社 会課	岡山県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第七條第二項の規定による支給認定についての審査に関する事務
長寿社	長寿社 会課	岡山県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十九条の三第四項の規定による医療費支給認定についての審査に関する事務
長寿社	長寿社 会課	被害認定審査会	(昭和四十八年法律第百十一号)に基づく健康被害の認定及び補償の給付についての意見の具申に関する事務

保険運営協議会	めの国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）		
	第四条の規定による改正後の国民健康保険法第十一条第一項及び第三項の規定による国民健康保険事業の運営に関する事項の審議に関する事務		
	会課		

に改め、同表岡山地方港湾審議会の項中「岡山地方港湾審議会」を「岡山県地方港湾審議会」に改める。

第三百三十条の表美作県民局の項中「治山班 林道班」を「第一班 第二班」に改める。
第三百三十七条第三項第七号中「子ども手当」を削る。

第三百三十九条第二項第七号中「農村振興総合整備事業」を「集落基盤整備事業」に改め、同項第八号中「農業者戸別所得補償制度」を「経営所得安定対策等」に改める。
第百六十八条の三第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 地方感染症情報センターに関すること。

第百六十八条の三第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「に係る試験検査等並びに廃棄物の処理技術及び資源化再利用」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「による大気汚染」を「の大気汚染物質」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、同項第六号中「大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）等に係る」を削り、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、同項第十一号中「公害衛生的な」を削り、同号を同項第九号とし、同項中第十二号を削り、第十三号を第十号とし、第十四号を第十一号とし、第十五号を第十二号とし、同条第四項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「薬品」を「医薬品」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同項第六号中「衛生昆虫その他衛生動物に係る」を「ウイルス感染症に係る試験検査等及び」に改め、同号を同項第四号とする。

第二百六十四条の六及び第二百六十四条の七を削る。

第三百十七条第一項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とする。

第三百十七条の二第一項中「美術館」を「記録資料館及び県立美術館」に改める。

第三百十七条の四第一項中「、農林水産総合センター水産研究所及び岡山光量子科学研究所」を「及び農林水産総合センター水産研究所」に改める。

第三百三十一条第一項第六号を削る。

別表第二中「、光量子科学研究所」を削り、「県立記録資料館」を「記録資料館」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(関係規則の一部改正)

2 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和四十年岡山県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「子ども未来課長」を「子ども家庭課長」に改める。

◎岡山県規則第二十号

児童福祉法等施行細則及び児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

児童福祉法等施行細則及び児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

(児童福祉法等施行細則の一部改正)

第一条 児童福祉法等施行細則(昭和二十七年岡山県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第十六号中「の規定」を「(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定」に改める。

第九条の見出し中「児童の保護者」を「児童等を現に監護する者」に改め、同条中「又は第二項」を「第二項、第八項又は第九項」に、「児童一時保護通知書」を「児童等一時保護通知書」に、「保護者」を「一時保護した児童等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該児童等を現に監護する者」に改める。

第十条第一項中「の規定」を「(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定」に、「第六条の三第一項に規定する義務教育終了児童等」を「第六条の三第一項第一号に規定する満二十歳未満義務教育終了児童等又は同項第二号に規定する満二十歳以上義務教育終了児童等」に、「いう。」に「を」(総称する。)に「に」に改める。

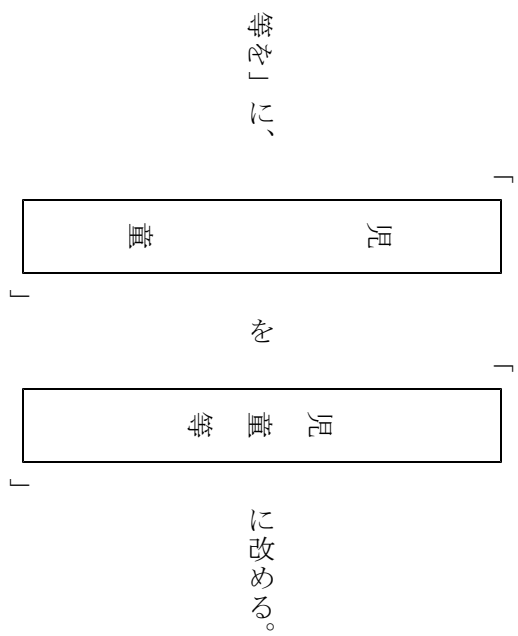
第十一条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十六条第四項中「又は第二項」を「第二項、第八項又は第九項」に改める。

様式第二十一号の四中「の規定」を「(第33条の6第6項において準用する同条第2項)の規定」に改める。

様式第二十七号中「養育(専門)里親研修」を「養育里親研修(専門里親研修, 養子縁組里親研修)」に、「見込の」を「見込みの」に、「同条第3号の」を「同条第3号に掲げる」に、「及び健康診断書並びに」を「, 里親希望者の健康診断書及びその」に、「第1号を」を「同項第1号を」に改める。

様式第二十八号中「保護者 殿」を「 殿」に、「児童一時保護通知書」を「児童等一時保護通知書」に、「児童を」を「児童



(児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部改正)

第二条 児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則(昭和六十二年岡山県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の児童福祉法等施行細則様式第二十八号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第二十一号

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則

岡山県工事執行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項及び第三十八条第二項中「年二・八パーセント」を「年二・七パーセント」に改める。

様式第一号第三十四条の項 9 並びに第四十五条の項 2 及び 3 中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改め、同様式第四十六条の項 2 及び 3 を削り、同様式第四十六條の二の項 1 の（二）中「同法」を「独占禁止法」に改め、同項 2 を削り、同項の次に次の一項を加える。

第46条の 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第46条又は前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者が正当な理由なくこの契約による債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によりこの契約による受注者の債務の履行が不可能となつた場合

2 受注者が次の各号に掲げる決定を受けた場合であつて、当該各号に定める者がこの契約を解除したときは、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 破産手続開始の決定 破産管財人
- (2) 更生手続開始の決定 管財人
- (3) 再生手続開始の決定 民事再生法（平成11年法律第225号）第 2 条第 2 号に規定する再生債務者等

3 第 1 項の場合（第46条第 6 号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）

において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて第 1 項の違約金に充当することができる。

様式第一号第四十七条の項１中「第46条第1項及び前条第1項」を「第46条及び第46条の2」に改め、同様式第四十七条の項３中「又は第46条の2の規定による時」を「若しくは第46条の2の規定による時又は第46条の3第2項の規定により同条第1項第2号に該当するとみなされるとき」に、「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改め、同項５中「滅失」を「滅失し、」に改め、同項６中「所有」を「所有し、」に改め、同項７中「工事用地等を」を「又は工事用地等の」に改め、同項８中「又は第46条の2の規定による時」を「若しくは第46条の2の規定による時又は第46条の3第2項の規定により同条第1項第2号に該当するとみなされるとき」に、「ときは、」を「ときは」に改め、同様式第五十条の二の項１中「第46条の2第1項」を「第46条の2」に改め、同様式第五十一条の項１中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改め、同項２中「前項の」を「前項の規定による」に、「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に締結した請負契約（同日前に落札者又は契約の相手方を決定したものを含む。）に係る工事については、なお従前の例による。

◎岡山県規則第二十二号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年岡山県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三十二の項(2)中「の規定による特殊建築物の」を「(法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）」の規定による」に改め、同項(4)中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項(14)、(16)、(27)、(29)及び(30)中「受理及び」を「受理並びに」に改め、同項中(76)を(78)とし、(73)から(75)までを二ずつ繰り下げ、同項(72)中「受理及び」を「受理並びに」に改め、同(72)を同項(74)とし、同項中(71)を(73)とし、(68)から(70)までを二ずつ繰り下げ、同項(67)中「受理及び」を「受理並びに」に改め、同(67)を同項(68)とし、同(68)の次に次のように加える。

(69) 政令第三百三十七条の十六第二号の規定による
建築基準法令の適用除外の認定の申請の受理及
び当該認定通知書の交付

別表第二の三十二の項中(66)を(67)とし、(62)から(65)までを一つずつ繰り下げ、同項(61)中「受理及び」を「受理並びに」に改め、同(61)を同項(62)とし、同項中(60)を(61)とし、(35)から(59)までを一つずつ繰り下げ、同項(34)中「受理及び」を「受理並びに」に改め、同(34)を同項(35)とし、同項中(33)を(34)とし、(32)を(33)とし、同項(31)中「第六十条の三第一項ただし書」を「第六十条の三第二項ただし書」に改め、同(31)を同項(32)とし、同項(30)の次に次のように加える。

(31) 法第六十条の三第一項第三号の規定による特

定用途誘導地区内における建築物の容積率及び
建築面積に関する特例の許可の申請の受理並び
に当該許可通知書の交付

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県訓令第2号

序 中 一 般

岡山県公社監理主幹等執務規程（昭和四十一年岡山県訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

第一条中「公益財団法人岡山県福祉事業団監理主幹」及び「公益財団法人岡山福祉事業団」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百六十一号

昭和四十二年岡山県告示第八百十九号（港湾施設の指定）の一部を次のように改正し、
平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

表水島港の項中

第一号浮 栈橋	倉敷市南畝一丁目一番地地先	一基
------------	---------------	----

を

人工島七 号ふ頭栈 橋（南側）	倉敷市玉島乙島字新湊八二六九番 地先	一〇七・九五メートル
第一号浮 栈橋	倉敷市南畝一丁目一番地地先	一基

に、

倉敷市玉島乙島字新湊八二六二番 一四	五、三三〇・六六平方 メートル （甲地 五、三三〇・ 六六平方メートル）
倉敷市玉島乙島字新湊八二六二番 一	甲種 九九・一四平方 メートル 乙種 二六一・二三平 方メートル

を

る。

倉敷市玉島乙島字新湊八二六二番 一四	五、三三〇・六六平方 メートル (甲地 五、三三〇・ 六六平方メートル)

に
改め

◎岡山県告示第百六十二号

平成二十二年岡山県告示第九百七号（岡山県港湾施設管理及び利用条例施行規則に基づく港湾施設及び電子計算機の指定）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表水島港の項中

管理棟事務室		
その他係留施設（小型船舶係留施設を除く。）		
荷役機械		
上屋		

その他係留施設（小型船舶係留施設を除く。）	荷役機械	上屋
国指定電子計算機及び岡山県港湾施設総合管理システムの用に供する電子計算機（以下「県システム電子計算機」という。）		

る。

平成29年3月28日 岡山県公報 第11875号

◎岡山県告示第百六十三号

平成二十九年度において、次に掲げる県統計調査を実施する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 岡山県鉱工業指数作成調査

1 県統計調査の目的

県内の鉱工業生産活動の動向を数量的に把握し、経済指標の一つである岡山県鉱工業の指数（生産、出荷及び在庫）作成の基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

製造業の事業所のうち知事が指定するもの

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

生産、出荷及び在庫の数量

(2) その基準となる期日又は期間

毎月末日

4 報告を求める者

2の事業所のうち約六十事業所

5 報告を求めるために用いる方法

郵送調査

6 報告を求める期間

毎月

7 実施部課名

総合政策局統計分析課

二 岡山県毎月流動人口調査

1 県統計調査の目的

県内に常住する人口の市区町村分布及びその流動状況を明らかにし、県政施策の基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

県内全市町村

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

転入、転出、出生、死亡、職権登録、職権消除、帰化及び国籍喪失に係る個々の数（日本人又は外国人の別）

(2) その基準となる期日又は期間
毎月

4 報告を求める者

県内全市町村

5 報告を求めるために用いる方法

オンライン調査

6 報告を求める期間

毎月

7 実施部課名

総合政策局統計分析課

三 岡山県観光客動態調査

1 県統計調査の目的

県内の観光地の観光客数、観光の内容等を把握するとともに、傾向分析を行うことにより、今後の観光振興に役立てる。

2 県統計調査の対象の範囲

(1) 県の観光地点等名簿に掲げる観光地点及び行祭事・イベント（以下「観光地点等」という。）のうち、前年の観光入込客数が一万人以上又は前年の特定月の観光入込客数が五千人以上であるもの

(2) 県内の十箇所主要観光地を訪れた観光客

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 2(1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、当該観光地点等ごとの月別観光入込客数

イ 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、日帰り又は宿泊の別、旅行の目的、旅行の人数、当該観光地の訪問回数、岡山県の訪問回数、利用した交通機関、旅行費用、観光に來たきつかけ及び旅行の満足度

(2) その基準となる期日又は期間

- ア 2(1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、四半期ごと
イ 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、四半期ごとに各一日程度
4 報告を求める者

(1) 2(1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、当該観光地点等のうち約六百六十の観光地点等の管理者又は主催者

(2) 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、当該観光客のうち三千人以上

- 5 報告を求めるために用いる方法

(1) 2(1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、郵送調査、オンライン調査、電話調査及びファックス調査

(2) 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、調査員調査

- 6 報告を求める期間

毎四半期

- 7 実施部課名

産業労働部観光課

四 あなたの生活についてのアンケート調査

- 1 県統計調査の目的

地域における多文化共生社会づくりに向けた総合的かつ効果的な施策の検討の基礎データとするため、在住外国人の生活状況、ニーズ等の把握を行う。

- 2 県統計調査の対象の範囲

県内の在住外国人のうち特別永住者を除く二十歳以上の男女

- 3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

日本語能力、雇用の状況、子育て及び教育、住宅、医療及び保険、防災等の生活状況に関する事項

(2) その基準となる期日又は期間

平成二十九年六月一日

- 4 報告を求める者

2の対象者のうち約二千三百人

- 5 報告を求めるために用いる方法

郵送調査

平成29年3月28日 岡山県公報 第11875号

6 報告を求める期間

平成二十九年六月十五日から同年七月二十八日まで

7 実施部課名

県民生活部国際課

五 食の安全に関する県民意識調査

1 県統計調査の目的

岡山県食の安全・食育推進計画の見直しに当たり、食の安全に対する県民の意識及び行動の実態を把握し、県民の意識及びニーズの変化を同計画に反映させるための基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

県内の二十歳以上の男女

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

最近の食品の安全性に対する不安の程度、食品のリスクに対する意識、残留農薬等のリスクの低減に関する生産者及び食品事業者の管理に対する信頼度、輸入食品及び食中毒に対する意識、HACCPに対する意識、食品表示に対する意識、県の施策に対する満足度及び要望度、食品の安全に関する意見等

(2) その基準となる期日又は期間

平成二十九年四月一日

4 報告を求める者

2の対象者のうち二十人

5 報告を求めるために用いる方法

郵送調査

6 報告を求める期間

平成二十九年四月十日から同年五月十九日まで

7 実施部課名

保健福祉部生活衛生課

◎岡山県告示第百六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年三月二十八日

指定した医療機関

岡山県知事 伊原木 隆 太

名称

所在地

指定年月日

有限会社大手町薬局メディカルアルファ 津山市大田四五二―四

平成二十九年三月二十七日

◎岡山県告示第百六十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十九年三月十四日次のとおり指定した。
また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
小野 芳郎	肢体不自由、呼吸器	笠岡市立市民病院	笠岡市笠岡五六二八一
合 地 明	ぼうこう・直腸、小腸	井原市民病院	井原市井原町一一八六
石 川 恵理	腎臓	石川病院	津山市川崎五五四一五

二 指定を辞退した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
富 田 純子	肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器	笠岡市立市民病院	笠岡市笠岡五六二八一
谷 本 一 憲	聴覚・平衡	笠岡市立市民病院	笠岡市笠岡五六二八一
石 井 雅 之	肢体不自由、音声・言語、そしゃく	日本原病院	津山市日本原三五二
山 中 崇	肢体不自由、音声・言語、そしゃく	日本原病院	津山市日本原三五二

◎岡山県告示第百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

浅口市鴨方町鴨方字鴨之下通三七一の一三、三七一の一四、三七一の一六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第百六十七号

平成二十九年度において県が発注する建設工事の契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

平成二十九年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達の対象となる特定役務の種類

岡山県工事執行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十一号）第一条に規定する工事

二 入札参加資格審査を受けることができる者

入札参加資格審査を受けようとする者は、次の要件を備えていなければならない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の四第一項各号に掲げる者でないこと。

2 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団若しくは同条第三号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可を受けている者であること。

4 法第二十七条の二十三の規定による経営事項審査（申請する業種について、その審査基準日が平成二十七年八月一日以降であるものに限る。）を受けている者であること。

5 申請直前の土木一式工事又は建築一式工事に係る法第二十七条の二十九第一項の規定により通知された総合評定値（以下「総合評定値」という。）が、千五十点以上である者であること。

6 岡山県税、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

7 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）に基づく中小企業退職金共済若しくは建設業退職金共済又は所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）に基づく特定退職金共済に加入している者であること。

8 申請する業種について、直前の法第二十七条の二十六の規定による経営規模等評

価（以下「経営規模等評価」という。）の申請における年間平均完成工事高が五百万円以上の者又は当該経営規模等評価の申請における基準決算の完成工事高と基準決算から入札参加資格審査の申請時までの完成工事高の平均（当該経営規模等評価の平均完成工事高を三年平均で申請した者については、基準決算の直前期の完成工事高と基準決算の完成工事高と基準決算の申請時までの完成工事高の平均とする。）が五百万円以上の者であること。ただし、県内に主たる営業所を設置していない者（以下「県外業者」という。）については、申請する業種について直前の経営規模等評価の申請における年間平均完成工事高が一億円以上であること。

9 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく保険関係が成立していること。

10 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出の義務（以下「健康保険等届出義務」という。）を履行していること。

11 アスファルト舗装工事に係る入札参加資格審査申請者については、1から10までに定めるもののほか、知事が別に定める舗装業者工事施工能力審査の申請をし、審査を受けていること。

三 入札参加資格審査申請書類

入札参加資格審査を申請しようとする者は、知事が別に定める入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、県内に主たる営業所を設置している者の申請に係る添付書類については、6から13までに掲げる書類とする。

- 1 建設業許可証明書
- 2 営業所一覧表
- 3 工事経歴書
- 4 主要取引金融機関一覧表
- 5 契約の締結について権限を委任する場合は、その委任状（原本）
- 6 総合評定値の通知書の写し
- 7 岡山県税の納付義務のある者は、岡山県県民局長が証明した県税（延滞金等を含む）

む。の完納証明書（納付を要しない者については、申立書）

8 税務署長が証明した消費税及び地方消費税の完納証明書

9 岡山県内の市町村長が証明した市町村税（延滞金等を含む。）の完納証明書（県外業者については、契約の締結について権限を委任された者が属する営業所が県内にある場合のみ）

10 中小企業退職金共済加入証明書、建設業退職金共済加入・履行等証明書又は特定退職金共済加入証明書

11 労働者災害補償保険法に基づく保険関係が成立していることを証する書類

12 健康保険等届出義務を履行していることを証する書類

13 1から12までに掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類

四 入札参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

1 提出期間 随時（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。ただし、提出期日によつては、入札執行日までに入札参加資格審査が完了しない場合がある。

2 提出場所 岡山県土木部監理課建設業班（〒700-18570 岡山市北区内山下二丁目四番六号）

3 提出方法 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間に2の提出場所に持参すること。

五 入札参加資格の有効期間及び更新手続

1 有効期間 資格を付与された日から平成三十年五月三十一日までとする。

2 更新手続 平成三十年二月五日から同月十五日まで（休日を除く。）に三に定める申請書類を四2の場所に提出すること。

六 その他

1 入札参加資格審査申請書の作成に使用する言語

入札参加資格審査申請書は、日本語で作成すること。その他の書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、申請書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載するものとする。

2 申請者への入札参加資格審査の結果通知
文書で通知する。

3 入札公告の方法

令第六百六十七条の六の規定による一般競争入札の公告は、県公報により行う。

4 入札参加資格審査についての問い合わせ先

岡山県土木部監理課建設業班（電話 ○八六一二二六―七四六三）

◎岡山県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 北房川上線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
新見市豊永赤馬字大谷一一四番一地先から	新	三・八ゝ 一〇九・五	一〇四〇・〇
新見市豊永赤馬字大谷一一四番一地先から	旧	三・八ゝ 一〇・〇	一二一九・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 大篠津山停車場線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）

津山市林田字ヲクミヤ川五番二地先から 津山市林田字スクモツカ二六番三地先ま で	津山市林田字ヲクミヤ川五番二地先から 津山市林田字スクモツカ二六番三地先ま で	津山市林田字スクモツカ二六番三地先ま で
旧		新
四・二ゝ 九・〇	一五・三ゝ 四七・二	一五・三ゝ 三六・二
一二九・〇	一三〇・〇	一三〇・〇

◎岡山県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の 種類	供用開始 年月日
大篠津山停車場線	北房川上線	路線名	
津山市林田字スクモツカ二六番三地先まで	新見市豊永赤馬字小原一三番四地先まで	区間	平成二十九年三月二十八日

◎岡山県告示第百七十号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十九年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類		一般国道		岡山県道		路線名	
種 類		一八〇号		四二九号		四八六号	
区 間		総社市種井字内宮九七五番一地先から 新見市高尾字土上二二七八番一地先まで		新見市上市字中田八番一地先から 新見市千屋花見字山神谷一三七六番二地先まで		倉敷市中島字中新田壱一三五六番一地先から 倉敷市中島字壱本木開二三七〇番二九地先まで	
		倉敷市酒津字西青江一七二六番一地先から 総社市清音上中島字西之町三〇三番一地先まで		総社市溝口字三ツ溝六三番一地先から 総社市清音上中島字西之町三〇三番一地先まで		上高末総社 線	
		総社市真壁字下高原東一六三八番一地先から 総社市久代字二丁田四四八七番四地先まで					

水島港線		清音真金線		福田老松線		藤戸連島線	
倉敷市水島明神町七九番七地先から 倉敷市連島町連島字江長堤外三三番二地先まで		倉敷市中島字堀切開二七〇二番地先から 倉敷市中島字老本木開二二四四番三〇地先まで		倉敷市清音柿木字原之前八九四番一地先から 総社市清音三因字高畑一二〇番一地先まで		倉敷市福田町浦田字江ノ口二四六一番一〇地先から 倉敷市東富井字庄兵衛地八一三番一地先まで	
酒津中島線		倉敷総社線		倉敷西環状線			
倉敷市酒津字西青江一七二六番一地先から 倉敷市中島字老本木開二三七〇番一〇九地先まで		総社市三輪字下阿高一一四番地先から 総社市中央一丁目六番一一一地先まで		倉敷市片島町字燕ゴ一〇一〇番一地先から 倉敷市水江字柳原一六六番五地先まで			

二 指定する日

平成二十九年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法○・二三メートル以上、縦寸法○・一二メートル以上（又は横寸法○・一二メートル以上、縦寸法○・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

◎岡山県告示第百七十一号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第四条の規定により、次の町を指定水防管理団体に指定する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

早島町

◎岡山県告示第百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、玉野市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二〇四 K 宇野〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 宇野〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 宇野〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 宇野〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 宇野〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 宇野〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 宇野〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 宇野〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 宇野〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 宇野〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 宇野〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 宇野〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成29年3月28日 岡山県公報 第11875号

◎岡山県告示第百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、総社市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二〇八K清音軽部〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K清音軽部〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K清音古地〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K清音古地〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K清音黒田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K清音三因〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八D清音軽部〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音軽部〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音古地〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音黒田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音黒田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音黒田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音三因〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音三因〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音三因〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音三因〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音三因〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音三因〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音三因〇〇七	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第百七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、玉野市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土砂災害警戒区域		
箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇四K宇野〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K宇野〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K宇野〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K宇野〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K宇野〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K宇野〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K宇野〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K宇野〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K宇野〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K宇野〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K宇野〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K宇野〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二 土砂災害特別警戒区域		
箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域及び法 第九条第二項括弧 書に規定する土砂 災害警戒区域等に おける土砂災害防 止対策の推進に関 する法律施行令

(平成十三年政令
第八十四号)で定
める衝撃に関する
事項

二〇四 K 宇野〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 宇野〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 宇野〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 宇野〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 宇野〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 宇野〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 宇野〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 宇野〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 宇野〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 宇野〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 宇野〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 宇野〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山
県備前県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、総社市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域		
箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇八K清音軽部〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K清音軽部〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K清音古地〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K清音古地〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K清音黒田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K清音三因〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八D清音軽部〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音軽部〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音古地〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音黒田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音黒田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音黒田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音三因〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音三因〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音三因〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音三因〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音三因〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音三因〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音三因〇〇七	土石流	次の図のとおり
二 土砂災害特別警戒区域		

平成29年3月28日 岡山県公報 第11875号

箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域及び法 第九条第二項括弧 書に規定する土砂 災害警戒区域等に おける土砂災害防 止対策の推進に関 する法律施行令 (平成十三年政令 第八十四号)で定 める衝撃に関する 事項
二〇八K清音軽部〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K清音軽部〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K清音古地〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K清音古地〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K清音黒田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K清音三因〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八D清音軽部〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音軽部〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音古地〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音黒田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音黒田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音黒田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音三因〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音三因〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音三因〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音三因〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音三因〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音三因〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D清音三因〇〇七	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第百七十六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部港湾課及び岡山県備中県民局水島港湾事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県知事
 伊原木
 隆
 太

海岸名	区	域
岡山県岡山沿岸水島港海岸南浦地区海岸保全区域	基点1から基点15までを順次結んだ線、基点15と補助点6を結んだ線、補助点6から補助点1までを順次結んだ線及び補助点1と基点1を結んだ線により囲まれた区域	
(延長962.3m 方位 真北)	基点1 四等三角点岩谷（北緯34° 29′ 37″ 東経133° 37′ 09″ 4005）から278° 19′ の方向へ距離279.6mの点	
	基点2	基点1から 15° 31′ の方向へ距離 18.0mの点
	基点3	基点2から 26° 25′ の方向へ距離 21.0mの点
	基点4	基点3から 300° 10′ の方向へ距離 161.5mの点
	基点5	基点4から 287° 20′ の方向へ距離 68.5mの点
	基点6	基点5から 280° 40′ の方向へ距離 131.5mの点
	基点7	基点6から 275° 50′ の方向へ距離 163.5mの点
	基点8	基点7から 268° 55′ の方向へ距離 88.0mの点
	基点9	基点8から 282° 40′ の方向へ距離 68.0mの点
	基点10	基点9から 274° 10′ の方向へ距離 43.0mの点
	基点11	基点10から 254° 40′ の方向へ距離 48.0mの点
	基点12	基点11から 267° 10′ の方向へ距離 115.5mの点
	基点13	基点12から 242° 30′ の方向へ距離 94.5mの点
	基点14	基点13から 157° 06′ の方向へ距離 23.2mの点
	基点15	基点14から 147° 26′ の方向へ距離 24.7mの点
	補助点1	基点1から 208° 28′ の方向へ距離 13.0mの点

補助点 2	基点 4 から	157° 41′	の方向へ距離	265. 6m の点
補助点 3	基点 4 から	174° 26′	の方向へ距離	201. 5m の点
補助点 4	基点11から	172° 26′	の方向へ距離	197. 9m の点
補助点 5	基点12から	194° 36′	の方向へ距離	192. 7m の点
補助点 6	基点15から	214° 27′	の方向へ距離	60. 8m の点

◎岡山県告示第百七十七号

平成八年岡山県告示第九十六号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。
平成二十九年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第百七十八号

平成二十六年岡山県告示第百八十八号（港湾施設の貸付け）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県知事
 伊 原 木
 隆
 太

三の3の(1)の表コンテナ荷役機械の項中「三基」を「四基」に改め、同表管理棟の項中「四階の事務室部分を除く。」を削り、同表港湾施設用地の項の次に次のように加える。

マリントワー	一棟	
--------	----	--

三の3の(1)の表その他附帯施設の項中「受変電施設」の下に「、消防施設、メンテナンスシヨップ、浄化槽、受水槽等」を加え、同3の(2)の表コンテナ荷役機械の項を削り、同表その他附帯施設の項中「受変電施設」の下に「、消防施設」を加える。

◎岡山県告示第百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

岡山県南広域都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、岡山市都市整備局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課、玉野市建設部都市計画課、総社市建設部都市計画課、赤磐市建設事業部都市計画課、浅口市産業建設部まちづくり課及び早島町建設農林課

◎岡山県告示第百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により津山広域都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

津山広域都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

津山広域都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、津山市都市建設部都市計画課、鏡野町まちづくり課及び勝央町産業建設部

◎岡山県告示第百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により笠岡都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

笠岡都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

笠岡都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び笠岡市建設産業部都市計画課

◎岡山県告示第百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により井原都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

井原都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

井原都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び井原市建設経済部都市建設課

◎岡山県告示第百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により高梁都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

高梁都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

高梁都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び高梁市産業経済部まちづくり課

◎岡山県告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により新見都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

新見都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

新見都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び新見市建設部都市整備課

◎岡山県告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により備前都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

備前都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

備前都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び備前市まちづくり部まち整備課

◎岡山県告示第百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により真庭都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

真庭都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

真庭都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び真庭市建設部都市住宅課

◎岡山県告示第百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により湯原都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

湯原都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

湯原都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び真庭市建設部都市住宅課

◎岡山県告示第百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により美作都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

美作都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

美作都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び美作市建設部都市住宅課

◎岡山県告示第百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により鴨方都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

鴨方都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

鴨方都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、浅口市産業建設部まちづくり課及び里庄町農林建設課

◎岡山県告示第百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により和気都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

和気都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

和気都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び和気町産業建設部都市建設課

◎岡山県告示第百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により矢掛都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

矢掛都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

矢掛都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び矢掛町建設課

◎岡山県告示第百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により吉備高原都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

吉備高原都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

吉備高原都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び吉備中央町吉備高原都市事務所企画課

◎岡山県告示第百九十三号

岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により、平成二十九年三月十七日付けで、次のとおり岡山県収入証紙売りさばき人を指定した。

平成二十九年三月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

大 阪 府 大 阪 市 中 央 区 博 労 町 三 丁 目 二 番 八 号	所 在 地	売 り さ ば き 人
	株 式 会 社 東 急 コ ミ ュ ニ テ ィ ー マ ン シ ョ ン 西 日 本 事 業 部 事 業 部 長 後 藤 泰 弘	
岡 山 市 北 区 蕃 山 町 一 番 二 〇 号		売 り さ ば き 場 所

平成29年3月28日 岡山県公報 第11875号

〔九五〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十九年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

防災情報ネットワーク及び震度情報システム運用保守業務

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県危機管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十九年三月十七日

四 落札者の氏名及び住所

N E C ネットスエスアイ株式会社

岡山市北区磨屋町一番六号

五 落札金額

四九〇、三二〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三六、三二〇、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成二十九年二月三日

◎岡山県労働委員会告示第四号

個別的労使紛争の処理に関する要綱（平成十三年岡山県地方労働委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県労働委員会

会 長 鷹 取 司

第九条ただし書中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県監査公表第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、岡山県知事から平成二十七年包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県監査委員	小 倉 弘 行
岡山県監査委員	渡 辺 吉 幸
岡山県監査委員	與 田 統 充
岡山県監査委員	佐 藤 由 美 子

平成 29 年 3 月 28 日 岡山県公報 第 11875 号

平成 27 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）

「委託料に関する財務事務の執行について」

監査の結果等（要約）		措置状況																											
第 2 監査の指摘事項及び意見																													
1 特命随意契約案件の公表																													
(1) 特命随意契約の公表漏れ（指摘事項）																													
特命随意契約の公表は、透明性、公平性を確保し、県民への説明責任を果たすことを目的として、法令や条例で義務づけられているわけではなく、県独自の取組として実施されている。知事部局が所管する平成 26 年度の委託料の執行案件のうち、ホームページの公表が漏れていた案件が検出された。今回公表漏れが発見された案件については、必要な情報を公表するなどの対応を取るべきである。 さらに、今後の対策として、第一義的には、報告主体である各課・出先事務所等において公表漏れのないように十分なチェックを行い、正確な報告を徹底する必要がある。 公表が漏れていた案件について、所管部署ごとの件数、合計委託金額は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管部署</th><th>件数(件)</th><th>委託金額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td><td>5</td><td>9,795,600</td></tr> <tr> <td>県民生活部</td><td>6</td><td>13,120,736</td></tr> <tr> <td>環境文化部</td><td>1</td><td>1,230,638</td></tr> <tr> <td>保健福祉部</td><td>16</td><td>76,200,393</td></tr> <tr> <td>産業労働部</td><td>7</td><td>21,472,492</td></tr> <tr> <td>農林水産部</td><td>6</td><td>35,064,777</td></tr> <tr> <td>土木部</td><td>25</td><td>594,849,846</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>66</td><td>751,734,482</td></tr> </tbody> </table>		所管部署	件数(件)	委託金額(円)	総務部	5	9,795,600	県民生活部	6	13,120,736	環境文化部	1	1,230,638	保健福祉部	16	76,200,393	産業労働部	7	21,472,492	農林水産部	6	35,064,777	土木部	25	594,849,846	合計	66	751,734,482	公表が漏れていた 66 件の案件については、平成 28 年 3 月 7 日に「平成 26 年度公表漏れ分」としてホームページで公表した。 公表漏れの原因としては、報告主体である各課・出先事務所等における公表目的の認識が不十分であったこと及び公表対象の範囲に対する理解が不足していたことにある。 このため、報告主体の各課・出先事務所等に対しては、「特命随意契約の公表事務の徹底について」(平成 28 年 3 月 22 日付け会第 198 号)を発出し、また、出先事務所の出納員に対しては、平成 28 年 4 月 12 日の出納員等連絡会議において注意喚起し、周知徹底を行うとともに、平成 28 年度から、公表漏れを防止するため、四半期ごとに自己点検を行っている。 今後、こうした事案が再発することのないよう、各種会議、研修会等での注意喚起を引き続き行うことにより、周知徹底する。
所管部署	件数(件)	委託金額(円)																											
総務部	5	9,795,600																											
県民生活部	6	13,120,736																											
環境文化部	1	1,230,638																											
保健福祉部	16	76,200,393																											
産業労働部	7	21,472,492																											
農林水産部	6	35,064,777																											
土木部	25	594,849,846																											
合計	66	751,734,482																											
(2) 変更契約を行った場合の取扱い（意見）																													
既に公表した案件について、契約金額の変更等があった場合、変更に伴う公表を行うこととはされていない。 しかしながら、特命随意契約による業者選定を行っている以上、契約金額に関して競争性が働いていないことから、金額情報は重要な意味を持つと考える。このため、		特命随意契約の公表については、透明性、公平性を確保し、県民への説明責任を果たすことを目的として、一定額以上の案件について、その理由を公表している。 既に公表した案件については、その理由が同じであることから、契約金額の変																											

重要な契約金額の変更があった場合にそれを公表することは、透明性、公平性を確保し、県民への説明責任を果たす観点から有用である。 したがって、既に公表した案件であっても、その契約金額の変更があった場合には、当該変更内容について、公表を行うことが望ましい。	更のみを理由として、再度公表することはしないが、契約金額の変更増額により新たに公表対象となった契約については、今後とも公表対象とし、公表を行うこととしている。
2 入札・契約事務審査会における委員長の規定（意見）	
一般競争入札（条件付）における入札参加資格要件、随意契約の適否等について審議を行うため、入札・契約事務審査会を設置しているが、審査会の委員長の定めに関して、部局によって相違が見受けられた。例えば、出納局の場合、金額にかかわらず部局長である出納局長を委員長とする規定となっている一方、総務部、県民生活部及び保健福祉部の 3 部局では、予定価格 500 万円以上であれば、すべて次長を委員長とする規定となっており、どれだけ大きな金額の案件であったとしても、部局長は審査会の委員長とはならないこととなる。 審査件数や事業内容等により、各部局の実情に沿わずに実務上の運用に支障をきたす、あるいは審査会自体が形骸化してしまう等、特段の理由がある場合を除き、部局間での権限水準の統一を図り、少なくとも一定金額以上の契約については、部局長を委員長とするように規定することが望ましい。	総務部、県民生活部、保健福祉部において、予定価格 1,000 万円以上の案件について入札・契約事務審査会の委員長を部長とする、審査会設置要綱の改正を行った。
3 再委託禁止条項の記載	
(1) 再委託実施に関する決裁（指摘事項）	
次の案件では、委託契約書において再委託の禁止等に関する条項が設けられているにもかかわらず、書面による委託先からの事前申請及び県の承諾なしに、一部の業務について他の第三者に再委託が行われていた。 委託契約書の条項に従い、書面による申請・決裁・承諾を徹底し、委託業務の適切な履行を監督する必要がある。 ・吉備高原都市建設推進業務（県民生活部） ・保健所内外清掃業務（備前県民局地域政策部）	・吉備高原都市建設推進業務（県民生活部） 平成 28 年度委託契約書から、書面による委託先からの事前申請及び県の承諾なしに、一部の業務について他の第三者に再委託できない旨を明記した上、契約書に基づき適切に実施することとした。 ・保健所内外清掃業務（備前県民局地域政策部） 委託契約に基づき、文書による承認を適切に実施する。 なお、再委託されていた業務は、平成

	28 年度から直接委託した。
(2) 再委託禁止事項の記載（意見）	
次の案件では、委託先選定過程や委託事業内容に照らすと、契約書において再委託の禁止等に関する条項を設けるべきであると考えられるにもかかわらず、再委託に係る条項が記載されていなかった。 契約締結時には、委託先選定過程や委託事業内容に鑑み、再委託の禁止等に関する条項の記載の必要性の検討を漏れなく実施し、必要と判断した場合には記載することが望ましい。 ・ 消防学校給食業務（消防学校） ・ 消防学校庁舎警備業務（〃） ・ 環境美化推進事業（環境文化部） ・ 職員寮管理業務委託（総務部） ・ 職員寮（鶴山寮）管理業務（美作県民局地域政策部） ・ 津川ダムエレベーター保守業務（〃） ・ 福祉・介護人材マッチング機能強化支援事業（保健福祉部） ・ 福祉・介護の仕事（再）就職支援事業（〃） ・ へき地医療支援機構運営事業（〃） ・ 平成 26 年度岡山県農林水産部及び土木部関係技術職員研修業務委託（土木部）	・ 消防学校給食業務（消防学校） 次回入札時（平成 29 年 7 月から）において、契約書にも再委託禁止を明記し、契約することとする。 ・ 消防学校庁舎警備業務（消防学校） ・ 環境美化推進事業（環境文化部） ・ 職員寮管理業務委託（総務部） ・ 職員寮（鶴山寮）管理業務（美作県民局地域政策部） ・ 津川ダムエレベーター保守業務（〃） ・ 福祉・介護人材マッチング機能強化支援事業（保健福祉部） ・ 福祉・介護の仕事（再）就職支援事業（〃） ・ へき地医療支援機構運営事業（〃） ・ 平成 26 年度岡山県農林水産部及び土木部関係技術職員研修業務委託（土木部） 平成 28 年度の契約時において、再委託禁止に関する条項を記載した。
4 長期継続契約	
(1) 長期継続契約の検討（意見）	
一般に、長期継続契約は、入札、契約に伴う煩雑な事務負担が減少することから、発注者、受注者ともに契約事務の効率化につながる。また、受注者に受注の安定という利益を与えることから、契約事務の効率化だけでなく、より良質なサービスを提供するというインセンティブを与える等のメリットが現れる可能性がある。 したがって、次の案件については、長期継続契約の可能性について検討することが望ましい。 ・ 平成 26 年度庁舎警備業務（消防学校） ・ 岡山県庁舎中央監視設備点検調整業務（総務部） ・ 県庁電話交換機点検調整業務（〃） ・ 岡山県美作県民局真庭地域事務所庁舎設備保全業務委託（美作県民局地域政策部）	・ 平成 26 年度庁舎警備業務（消防学校） ・ 岡山県庁舎中央監視設備点検調整業務（総務部） ・ テレポート岡山ビル警備業務（県民生活部） 平成 29 年度から長期継続契約を実施することとする。 ・ 県庁電話交換機点検調整業務（総務部） ・ 岡山県美作県民局真庭地域事務所庁舎設備保全業務委託（美作県民局地域政策部（真庭地域）） ・ 保健所給水設備保守管理業務（備前県民局地域政策部） ・ 庁舎内外空気環境測定業務（〃） 平成 28 年度から長期継続契約を実施した。

(真庭地域)) ・保健所給水設備保守管理業務(備前県民局地域政策部) ・庁舎内外空気環境測定業務(〃) ・テレポート岡山ビル警備業務(県民生活部)	
(2) 債務負担行為による複数年契約の検討(意見)	
次の案件は、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に該当する契約ではないことから長期継続契約の検討を行うことができない。 当該案件は、継続的、経常的に役務提供を確保すべきものであり、実際、平成 22 年度から同一の委託先との契約を行っている。 業務委託期間を複数年とする発注は、複数の業者が参入し新たな提案を受けることによる競争性の確保が期待できることから、債務負担行為による複数年の契約も含めた契約方法等の検討を行うことが望ましい。 ・岡山空港消防等業務(岡山空港管理事務所)	・岡山空港消防等業務(岡山空港管理事務所) 予算編成の手続き上、平成 28 年度分から債務負担行為を設定することはできなかったが、平成 29 年度予算から債務負担行為を設定し、複数年の契約に向けて準備を進めることとした。
5 審査表の記載方法(意見)	
次の案件では、委託先を選定する際の審査表について、審査結果が鉛筆で記載されていた。評価している最中は鉛筆の方が修正可能であり便利な面もあるが、不正防止や審査の透明性を高めるために、最終的にはペン書きで記載することが望ましい。 ・放送委託(総合政策局) ・「晴れの国おかやま」制作業務委託(〃) ・福祉・介護の仕事(再)就職支援事業(保健福祉部) ・就労意欲喚起等支援事業(〃) ・結婚～育児まで「切れ目ない」情報提供事業(〃) ・岡山県警察本部庁舎整備基本設計委託(土木部) ・地域防災力強化演習等業務委託(知事直轄) ・岡山県総合防災情報システム再構築・運用保守委託(〃) ・原子力防災訓練運営支援業務委託(〃)	・放送委託(総合政策局) ・「晴れの国おかやま」制作業務委託(〃) ・福祉・介護の仕事(再)就職支援事業(保健福祉部) ・就労意欲喚起等支援事業(〃) ・結婚～育児まで「切れ目ない」情報提供事業(〃) ・岡山県警察本部庁舎整備基本設計委託(土木部) ・地域防災力強化演習等業務委託(知事直轄) ・岡山県総合防災情報システム再構築・運用保守委託(〃) ・原子力防災訓練運営支援業務委託(〃) ・若者・企業ベストマッチング！推進事業(産業労働部) ・観光宣伝機能強化事業(〃) ・シンガポール・マレーシアでの観光プロモーション等実施委託業務(〃)

・若者・企業ベストマッチング！推進事業（産業労働部） ・観光宣伝機能強化事業（〃） ・シンガポール・マレーシアでの観光プロモーション等実施委託業務（〃） ・観光情報発信機能強化事業（〃） ・台湾でのプロモーション等業務（ショートムービー作成事業）（〃）	・観光情報発信機能強化事業（〃） ・台湾でのプロモーション等業務（ショートムービー作成事業）（〃） 審査表の審査結果をペン書きで記載することとした。
6 特命随意契約（意見）	
次の案件では、業務履行が特定人に限定されるとして特命随意契約としているが、業務内容自体は特定人に限定されるわけではなく、主にその業者の立地の優位性等から実質的に業務履行が特定人に限定されると判断し、同一業者と長期にわたっての特命随意契約となっていた。 県の他の案件で、より公平性を確保するために、契約内容を事前にホームページ等で開示し、提供可能な、もしくは希望する業者の有無を模索し、それでもその業者しか該当がない場合は特命随意契約としている委託契約もあり、そのような公募の取組を取り入れ、少しでも公平性を確保することが望ましい。 ・児島観光港港湾施設維持管理（備中県民局水島港湾事務所） ・おもてなし向上事業（産業労働部）	・児島観光港港湾施設維持管理（備中県民局水島港湾事務所） 他の案件を参考に契約内容を事前にホームページ等で開示し、希望する業者の有無を確認した上で、契約事務を行うよう準備を進めている。 ・おもてなし向上事業（産業労働部） 「おもてなし向上事業」は、国の緊急雇用創出事業で実施したものであり、平成 28 年 9 月末で終了し、今後継続実施する予定はないが、指摘のとおり、当該業務を遂行する能力がある者が他にないとは必ずしも言えないため、今後、同様の事業を実施する場合はホームページ等で、契約の相手方を募る公募方式を取り入れ、透明性、公平性の確保を図ってまいりたい。
7 テレビ番組等 PR 目的の委託業務の有効性の検討（意見）	
県の PR を目的としたテレビ番組、ラジオ番組等の制作及び放送について、テレビ局やラジオ局への委託業務では、その PR の有効性が重視される。その有効性を更に高めるため、次の点において改善が望まれる。 ・テレビ番組「備中県民局管内の観光 PR 番組」制作・放送事業委託（備中県民局地域政策部） 委託契約上、スポンサーからの CM 収入は番組内容を充実させるために使用することとされているため、番組のスポンサーからの CM 収入の獲得状況を把握することが望まれる。	・テレビ番組「備中県民局管内の観光 PR 番組」制作・放送事業委託（備中県民局地域政策部） ・テレビ特別番組「備中県民局管内の農業 PR 番組」制作・放送事業（〃） ・テレビ特別番組「笑顔の仕掛け人たち～支えたい。備中エリアの保健福祉～」制作・放送事業（〃） 平成 28 年度も 3 事業を実施しており、委託先の放送局から、県民局以外の収入獲得状況の報告を受けた。 また、放送回数や放送エリアを増やして、PR 効果をより発揮できるよう努めた。 今後は、場合によっては見積み合わせの実施も検討してまいりたい。

・テレビ特別番組「備中県民局管内の農業 PR 番組」制作・放送事業（備中県民局地域政策部） テレビ番組「備中県民局管内の観光 PR 番組」制作・放送事業委託への意見と同様、スポンサーからの CM 収入の状況を把握することが望まれる。 また、当番組は放送回数が 1 回であり、テレビ番組の「備中県民局管内の観光 PR 番組」のように、全国のテレビネットワークによる放送を行うなどの企画立案により、PR 効果をより発揮できるよう努め、場合によっては相見積りを実施するなど委託先に競争性を持たせる検討も望まれる。 ・テレビ特別番組「笑顔の仕掛け人たち～支えたい。備中エリアの保健福祉～」制作・放送事業（備中県民局地域政策部） 上述のテレビ特別番組「備中県民局管内の農業 PR 番組」制作・放送事業への意見と同じである。 ・TV を活用した美作地域 PR 事業（美作県民局地域政策部） PR 効果を測定する手法の 1 つとして、毎回の番組視聴率の把握を行うことが必要であり、委託業務仕様書等で視聴率の報告を受ける旨を規定するべきである。さらに、番組の開催イベントの来訪者に対して、「このイベントをどのような媒体で知ったのか」といったアンケート調査を実施するなどの方法を検討することが望まれる。 ・美作県民局広報事業（Burari ほっと情報）（美作県民局地域政策部） 番組の開催イベントの来訪者に対して、「このイベントをどのような媒体で知ったのか」といったアンケート調査を実施するなどの方法を検討することが望まれる。	・TV を活用した美作地域 PR 事業（美作県民局地域政策部） 平成 28 年度は、番組視聴率を把握するため委託業務仕様書に視聴率の報告を受ける旨を規定するとともに、番組で取り上げたイベントにおいて、来訪者に対し当該イベントを知った媒体を尋ねるアンケートを実施した。 ・美作県民局広報事業（Burari ほっと情報）（美作県民局地域政策部） 番組で放送したイベントにおいて、来訪者に対してアンケート調査を実施する場合には、当該イベントを知った媒体を尋ねる調査項目を盛り込むとともに、その結果を報告してもらうよう関係機関に依頼した。
8 履行確認等の事務手続に関する事項	
(1) 履行確認等の事務手続に関する事項（指摘事項）	
履行確認等に関する事項について、次のとおり、改善すべき点が見受けられた。 ・職員寮管理業務委託（総務部） 契約書で規定されている報告内容が記	・職員寮管理業務委託（総務部） 契約書において報告様式を定め、書面にて報告させることとした。 ・地方消費税都道府県間清算システム

録として残されていなかった。 ・ 地方消費税都道府県間清算システム運用業務委託（総務部） 納品書に納品日の記載がなく、また県における受領印等も押印されていなかった。 ・ 自動車税定期課税に関する業務委託（総務部） 納品書日付が履行期日以降の日付となっているにもかかわらず、履行期日付で委託業務完了届の提出を受けていた。 ・ 就労意欲喚起等支援事業（保健福祉部） 仕様書で規定されている報告内容が記録として残されていなかった。	運用業務委託（総務部） 業者に納品日を記載するよう指示するとともに、納品書に県の受領印を押印するよう徹底した。 ・ 自動車税定期課税に関する業務委託（総務部） 履行期日に成果品の納品を確認しているが、納品書の日付間違いを見落としていたものであり、業者に適切な日付を記載するよう指示するとともに、県においても受領確認を行うよう徹底した。 ・ 就労意欲喚起等支援事業（保健福祉部） 平成 28 年度の委託契約から、報告すべき内容を明確にするとともに、報告内容を文書で残すこととした。
(2) 履行確認等の事務手続に関する事項（意見）	
履行確認等に関する事項について、次のとおり、改善することが望ましい点が見受けられた。 ・ 野生鳥獣保護管理対策事業（環境文化部） 実施要領の内容及び契約金額を変更するため、変更契約書を締結したが、変更後の実施要領が変更契約書に綴じ込まれていなかった。 ・ 平成 26 年度地域スポーツ推進事業（環境文化部） 委託業務の内容把握や効果測定のための委託業務従事月報に、委託業務とは関係がない委託先の業務が含まれていた。	・ 野生鳥獣保護管理対策事業（環境文化部） 変更契約書を締結する際に、実施要領が変更契約書に綴じ込まれていることを十分確認することとした。 ・ 平成 26 年度地域スポーツ推進事業（環境文化部） 委託業務部分だけを報告するよう改善を指導し、平成 27 年度は適正な報告がなされた。
9 審査員の独立性（指摘事項）	
次の案件は、いずれも審査会の構成員及びその配偶者等の近親者と提案者との間に特別な利害関係があるかどうかについて確認していなかった。 審査員本人だけでなく、配偶者等の近親者が提案者と特別な利害関係を有している場合には、公平な観点からの審査の妨げとなることが懸念されるため、業者選定の公平性を担保するためにも、審査員の独立性に関する手続を必ず実施すべきである。 ・ 岡山県警察本部庁舎整備基本設計委託（土	・ 岡山県警察本部庁舎整備基本設計委託（土木部） ・ 都会の仕事が田舎に集まるシェアオフィス事業（美作県民局地域政策部） ・ 生き生き美作協働事業（美作地域の伝えたい食・サイコープロジェクト 2014）（〃） 技術提案型契約方式により委託先を選定する場合は、審査員本人だけでなく、配偶者等の近親者が提案者と特別な利害関係を有すると認められる場合には、審査に参加させないように徹底を図る

木部) ・ 都会の仕事が田舎に集まるシェアオフィス事業（美作県民局地域政策部） ・ 生き生き美作協働事業（美作地域の伝えたい食・サイコープロジェクト 2014）（〃）	こととした。また、審査する際には、提案者と利害関係がないことを審査員に誓約させるなど、業者選定の公平性の確保に努めることとした。 また、全庁的にも、「業務委託に係る随意契約ガイドライン」において、技術提案型契約方式における選考委員に対する適正性の確保について明記がなかったことから、技術提案型契約方式における選考委員会の設置に当たり、利害関係者を排除する旨を明記し、平成 28 年 7 月 1 日から施行した。
10 事業実績の把握（意見）	
次の案件では、委託金額が適正であるか検討する際の参考資料とするため、収支報告書を入手しているものの、予算金額と実績額が同額のものを入力しており、委託事業に関する実績の把握が十分でない可能性がある。当初予算を超過する場合にも実績額を記載するよう求め、また、委託金額が委託事業を遂行するに当たり不足していないか検証することが望ましい。 ・ テクノサポート岡山情報提供等業務（産業労働部） ・ 女性医師キャリアセンター運営事業（保健福祉部） ・ 地域医療従事医師育成最適プログラム策定事業（〃） ・ へき地医療支援機構運営事業（〃） ・ 青少年育成地域活動推進指導者研修会開催事業（県民生活部）	・ テクノサポート岡山情報提供等業務（産業労働部） 委託事業者から提出された平成 27 年度収支報告書の中に、委託事業者の自主財源持出分（4,062 円）を記載することとし、実績を把握できるよう措置した。 ・ 女性医師キャリアセンター運営事業（保健福祉部） ・ 地域医療従事医師育成最適プログラム策定事業（〃） ・ へき地医療支援機構運営事業（〃） 平成 27 年度の委託契約から、実績額が委託金額を超過する場合は、収支報告書にその額を記載するよう求めた。 ・ 青少年育成地域活動推進指導者研修会開催事業（県民生活部） 平成 27 年度事業の実績報告時に、委託事業者に対し、実態を十分に反映した収支精算書を提出するよう指導した。
11 提案書の提出期限後の補正指示（意見）	
次の案件の業者選定では、提案書の提出期限後に県が提案書の補正指示を行っていた。このような指示は透明性や公平性が阻害される可能性もあるため、提案書の提出期限後に提案書の補正を求めるようなことは止めた上で、提案書に明らかに誤りがあるのであれば、そこを明らかにした上で、それらの取扱いも含めて、審査を行うことが望ましい。 ・ 保育士養成科 2 件（産業労働部）	・ 保育士養成科 2 件（産業労働部） ・ 委託訓練・就職支援 2 件（〃） ・ 介護スペシャリスト養成科（岡山）（〃） ・ 介護スペシャリスト養成科（倉敷）（〃） 今後は提案書の補正を求めず、提案書の記載誤り等の情報を審査に携わる職員全員に明らかにした上で審査を行うこととする。

・委託訓練・就職支援 2 件（〃） ・介護スペシャリスト養成科（岡山）（〃） ・介護スペシャリスト養成科（倉敷）（〃）	
12 その他の個別案件	
(1) みどりの少年隊交流集会及び指導者研修会事業（環境文化部）	
ア 協賛金等の収支計上（指摘事項） 当該事業実施のための財源として、県からの委託料のほかに協賛金などを受領して事業を実施しているが、これら協賛金等の収入が委託先からの収支決算に計上されていなかった。 さらに、県に追加で調査を依頼したところ、実際の支出は収支決算にて報告されているよりも多かった。事業の収支状況を適切に把握し、今後の事業実施内容等の検討にも役立てるため、受領した協賛金等も収入計上するとともに、要した経費の実額を費用計上し、収支を実態どおり報告させるようにする必要がある。	委託事業における収支決算書の記載については、県からの委託料の他に、協賛金など、他の収入も全て計上させるとともに、実際に要した経費の実額を計上させるなど、収支を実態どおり報告させることを指導し、平成 27 年度は適切な報告がなされた。
(2) 介護職員育成派遣・現任介護職員等研修支援業務（保健福祉部）	
ア 現任介護職員等の研修参加の確認（指摘事項） 本案件は、現任介護職員等を研修に参加させるために、その不在時に代替職員を派遣する事業である。しかし、実績報告書には、現任介護職員等が各種研修に参加したことを証する書類の添付がなく、当該代替職員の派遣が現任介護職員等の研修参加のためであることの確認をしていなかった。 書類の提出を徹底させるとともに、県の確認結果を記録しておく必要がある。	平成 27 年度の委託契約から、受託者に研修の実施状況についてチェックした書類を作成・提出するよう求め、県においても確認結果を記録した。
イ 失業者であることの確認（指摘事項） 本案件は雇用促進を目的の一つとしているため、派遣職員の採用に当たっては、その者が採用前に失業者であることが前提となっている。しかし、委託先から提出された派遣職員のリストには、氏名、雇用期間及び失業の区分（区分内訳：①雇用保険支給終了、②自営業廃業者、③その他）の記載があるものの、採用者 61 人全員が③の区分であり、それ以上の情報はなく、失業者であることを確認した証明書類の添付はないため、派遣職員が失業者であつ	平成 27 年度の委託契約から、受託者に雇用した派遣職員が失業者であったことを確認したことを証する書類を添付させ、県においても確認結果を記録した。

たことを県が確認したといえない状況であった。 証明書類の提出を徹底させるとともに、県の確認結果を記録しておく必要がある。	
ウ 派遣職員の人件費の支給実績（意見） 派遣職員への人件費は委託料から支給されるが、各人の時間給はその資格等に応じ異なる。しかし、毎月の実績報告書からは各人の資格及び派遣実績時間に応じ適切に支給されたか否かの確認ができなかった。 例えば、各派遣職員別に資格及び時間給、派遣時間数、支給額を記載させるなど、定められているとおり適切に人件費が支給されていることを県が把握できるようにすべきである。また、県は必要に応じ、委託先の給与台帳等との照合を行うことが望まれる。	平成 27 年度の委託契約から、受託者に派遣職員の人件費について時給額区分、区分ごとの職種・経験の範囲及び人数の実績報告を求め、確認した。また必要に応じ、給与台帳等と照合する。
エ 事業運営経費の人件費（意見） 事業運営経費の人件費についての委託先からの報告は毎月提出されているが、専任 3 名及び兼務 2 名ごとの具体的な作業内容の報告はないため、作業状況の把握は困難であり、具体的な作業報告を入手することが望ましいと考える。また、県は必要に応じ、委託業者の給与台帳等との照合を行うことが望まれる。	本事業は平成 27 年度末で終了し、今後継続実施する予定はないが、今後同様の事業を実施する際には、具体的な作業報告を入手するなどして、作業状況の把握に努めたい。また、必要に応じ、人件費の支出状況については、給与台帳等と照合する。
(3) 漁港水門看守業務 ・ 漁港水門看守(生江浜)業務委託外 8 件（個人へ委託）（備中県民局建設部（井笠地域）） ・ 漁港水門看守(鳴滝)業務委託（法人へ委託）（〃）	
ア 積算基準の設置（意見） これらの漁港水門看守業務委託について、県と個人の契約、県と法人の契約のいずれにおいても、積算方法の基準はなく、各契約における県の積算項目や算出方法は一律になっていなかった。 これらの漁港水門看守業務については、従前から各地域住民等の協力のもとに比較的安価にて委託がなされているが、地域住民の高齢化に伴い、引き受け手が減少している実情及び水門看守業務の重要性などを考慮すると、今後は、人員面等で対応がとりやすい法人への委託へ移行してい	漁港水門看守業務委託について、各契約における県の積算項目や算出方法が一律になっていなかったことについては、各関係事務所に対して統一を図ったところである。 漁港水門看守業務の法人への委託については、当面は地域住民等の協力を得ながら業務委託を行っていきたいと考えているが、後継者が見込めなくなってきた場合には、順次法人等への委託を検討していく必要があると考える。なお、その際には、委託金額の積算基準を整備する必要があると考える。

くなど、状況の変化が十分予想されるところである。積算基準を整備し、合理的かつ公平に委託金額を決定することができるようにすることが望ましい。	
(4) 不動産家屋評価補助業務委託（総務部）	
ア 予定価格の積算誤り（指摘事項） 本案件に関して、平成 26 年度の予定価格の積算に誤りがあった。 実際の契約金額は、再算出後の予定価格の範囲内となるものの、今後は適正な予定価格算出に努めるべきである。	平成 27 年度から積算の誤りを是正し、適正な予定価格の算出に努めている。
イ 予定価格の積算の見直し（意見） 予定価格の積算上、勤務日数に関して過去の実績を踏まえた積算の見直し等は行われていなかった。 より精緻な予定価格の積算を行い、委託料を削減する観点からは、前年度までの実績を踏まえ、翌年度の予定価格の積算の見直しを行うことを検討することが望ましい。	平成 28 年度から過去の実績を踏まえて予定価格の積算の見直しを行い、委託料の削減をしたところである。
(5) 自動車税定期課税に関する業務委託（総務部）	
ア 履行可能な業者の定期的な調査（意見） 本案件の委託先は、「業務委託仕様書」に基づく業務内容を履行できる県内唯一の業者であり、また、過去当該業務を誠実に履行しているとの理由から、特命随意契約の方法により、委託している。 特命随意契約の方法を採用している点に関して、平成 20 年度の業務委託に際し、本業務を行うことができる業者の調査を実施しており、「対応できる業者は現在の委託先だけ」との調査結果であった。 しかしながら、同一業者への委託が長期間継続しており、前回調査からも 7 年程度経過しているため、履行可能な業者の調査を定期的に行うことが望ましい。	平成 27 年度末から入札参加資格を有する業者から印刷等を行うことが出来る業者を対象に調査を行い、当該業務を出来る業者が他にいないことを確認した。 なお、当該委託に関しては、特命随意契約で行う限り同様の問題が発生することから、今後は一般競争入札に移行する予定としている。
(6) 地域生活定着支援センター事業（保健福祉部）	
ア 契約条項の見直し（指摘事項） 本案件の委託契約書第 5 条において、「委託事業の全部若しくは一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。」と規定されている。	平成 28 年度の委託契約から、契約条項の中に、「ただし、委託業務の一部について、あらかじめ文書により甲の承認を得たときは、この限りでない。」という文言を加えた。

一方、同契約書第 3 条及び別表で定める対象経費には、「委託料」が挙げられている。 平成 26 年度の完了報告書を閲覧したところ、対象経費の実績に委託料は含まれていなかったものの、契約内容に矛盾が見られるため、契約条項を見直すべきである。	
(7) 岡山後楽園情報提供アプリ制作業務委託（土木部）	
ア 随意契約（特命）理由の明確化（指摘事項） 本案件は、アプリのコンテンツ作成、収集及び編集を学生の研究課題とするために県立大学との随意契約（特命）を行っている。また、仕様書において、コンテンツ等の研究等を行うことが定められている。 しかしながら、受託研究完了通知書、成果物等からは、県立大学の関与のもと、上記研究等が行われたことが明確になっていなかった。また、随意契約（特命）理由として、制作経費の削減が可能としているが、それを試算する資料を作成していなかった。 競争性の確保からは随意契約は限定的である必要があり、これらを随意契約理由としている以上、明確にすべきである。	成果物については、県立大学が関与した研究報告やコンテンツが分かるよう、新たに資料の提出を受けた。 また、今後、このように研究課題として制作費用の削減を図る場合には、削減費用を試算した資料などを作成し、随意契約の理由の更なる明確化に努めてまいりたい。
(8) 障害者スポーツ普及事業委託（福祉相談センター）	
ア 契約書等の不備（指摘事項） 本案件における契約書、仕様書等において、委託料の精算条項が定められていないことから、精算を行う根拠がないにもかかわらず、事業実績報告に基づく精算（県の受入れ）が行われていた。契約額に対して実績精算を行うのであれば、契約書、仕様書等において精算条項を設ける必要がある。	平成 28 年度の委託契約から、契約書に委託料の精算条項を加えた。
(9) 合併処理浄化槽維持管理業務委託 ・ 合併処理浄化槽維持管理業務委託（まきばの館）（農林水産総合センター） ・ 合併処理浄化槽維持管理業務委託（本館）（"） ・ 工場排水処理浄化槽維持管理業務委託（まきばの館）（"）	
ア 分割している委託業務（指摘事項） 施設内にある浄化槽で相手先が 1 社に限定されるにもかかわらず、それぞれ分	平成 28 年度の浄化槽維持管理業務委託については、指摘の 3 施設を一つにまとめ、適切な契約事務を行った。

割して契約しているが、分割して契約する特段の合理的な理由はなかった。契約事務手数の削減のためにも 1 つにまとめて契約すべきである。 また、3 つの契約を合わせて契約した場合、金額は 1,000 万円以上となるが、現在はそれぞれ 1,000 万円未満の事業として契約手続を行っているため、契約手続の承認権限者が異なる。この点からも同様の業務及び同一相手先の委託業務を分割して契約すべきでないを考える。	
(10) 新連島水門受電設備保守（備中県民局水島港湾事務所）	
ア 見積書の徴取（意見） 本案件は、電気事業法令に基づき、委託内容について、経済産業大臣（産業保安監督部長）の承認を要し、過去に委託先も含めた形でこの承認を受けている。 委託先を変更するためには承認を再度受ける必要があるため、それを理由として随意契約（特命）を長期にわたり継続しており、他業者から見積書も徴していない。競争性の観点から、契約方法の見直し及び経済産業大臣（産業保安監督部長）の承認を再度受けることを検討すべきであり、原則に従い、2 者以上の者から見積書を徴取することが望まれる。	新連島水門の受電設備保守業務については、競争性の観点から、2 者以上の者から見積書を徴することとする。
(11) 施設等管理運営及び航空灯火電気施設保全監督等委託業務（岡南飛行場管理事務所）	
ア 入札資格の検討（意見） 過去に同種・同規模の契約を締結・履行する岡山県内の事業者であること等が、入札参加資格とされていることから、過去 5 年間継続し、ほぼ同額での 1 者入札となっていた。 競争性の確保からは、1 者入札は望ましくない。また、こうした状況が長期間継続すれば価格競争力が低下し、コスト増加につながる可能性がある。さらには、品質向上のインセンティブが減少することも想定される。 これらの弊害を軽減すべく、事務所所在地が岡山県外者にも入札資格を与える等の入札資格の検討を行うことが望ましい。	施設等管理運営及び航空灯火電気施設保全監督等委託業務については、平成 26 年度に実施した、有識者による専門的な立場からの意見を求めた事業再点検の結果を踏まえて、平成 28 年度から管制・気象業務と統合したうえで一括委託し、契約期間についても複数年化した。 また、契約については、県外事業者も含めて広く公募し、随意契約（公募プロポーザル方式）により行った。

◎岡山県監査公表第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第二項の規定により、平成二十八年度の行政監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県監査委員	小 倉 弘 行
岡山県監査委員	渡 辺 吉 幸
岡山県監査委員	與 田 統 充
岡山県監査委員	佐 藤 由 美 子

平成 2 8 年度行政監査結果

〔 平成 2 9 年 3 月 2 8 日
岡山県監査公表第 5 号 〕

岡 山 県 監 査 委 員

目 次

第1	監査のテーマ及び目的	
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
第2	監査の実施概要	
1	監査の着眼点	1
2	監査の実施期間	1
3	監査の実施方法	1
4	監査の対象公用車及び対象機関	1
第3	公用車の配置状況	
1	部局別の設置状況	2
第4	監査の結果	
1	使用状況について	2
2	配置及び更新について	3
3	予約・管理システムの運用について	4
4	運行管理及び保管について	5
5	点検及び整備について	5
6	安全対策について	7
7	自家用車の公務使用について	8
第5	監査の意見	
1	稼働率の低い車両について	9
2	電気自動車の配置について	9
3	予約・管理システムについて	9
4	点検及び整備について	10
5	安全対策について	10
6	自家用車の公務使用について	10
(後掲)		
	岡山県庁用自動車管理規程(抜粋)	11
	岡山県局用自動車管理規程(抜粋)	12
	道路運送車両法(抜粋)	13

第1 監査のテーマ及び目的

1 監査のテーマ

公用車の使用及び管理等について

2 監査の目的

本県では、公務を迅速かつ効率的に遂行するため、本庁及び出先機関に多数の公用車が配置され、維持管理等に多額の経費を要していることから、その使用が効率的、経済的に行われ、また、その管理が適切に行われることが重要である。

こうした中、経済性、効率性及び有効性の観点から、公用車が効率的に使用され、適切な管理及び安全運転対策等が行われているかについて検証し、今後の改善に資することを目的に監査を実施した。

第2 監査の実施概要

1 監査の着眼点

監査は、主に次の着眼点に基づき実施した。

- (1) 公用車が効率的に使用されているか。
- (2) 公用車の適切な配置や更新が適正になされているか。
- (3) 公用車予約・管理システムの運用は適正になされているか。
- (4) 公用車の運行管理や保管が適正、効率的に行われているか。
- (5) 公用車の点検や整備等が適切に行われているか。
- (6) 公用車等における安全対策は適正に行われているか。

2 監査の実施期間

平成28年6月から平成29年3月まで

3 監査の実施方法

全部署について公用車の使用状況等の実態を把握し、その事前調査を踏まえ、公用車の監査対象機関に対し、使用及び管理等の状況について書面調査（監査調査、関係資料）及び聞き取り調査を実施し、その結果に基づき監査を行った。

なお、書面調査については、供用管理者ごとに実施したため、対象機関数より多い回答数（180）となっており、以下の機関数の欄はこの回答数である。

4 監査の対象公用車及び対象機関

(1) 監査対象公用車

平成27年度において県が所有し、又は、借り上げた公用車のうち、種別用途が普通乗用自動車、小型乗用自動車、小型貨物自動車、軽四輪乗用自動車及び軽四輪貨物自動車であるもの（特殊用途のものを除く。）を監査の対象とした。

具体的には、平成28年11月1日現在で各所属において管理している上記の種別用途に該当する車両のうち、次のア～ウを除くもの

平成29年3月28日 岡山県公報 第11875号

- ア 平成28年4月1日以降に納車（使用開始）された車両
- イ 他の団体等に貸し付けている車両
- ウ 平成28年10月31日までに返納等を行っている車両

(2) 監査対象機関

財務監査対象機関（公安委員会を除く。）のうち、次のものを対象にした。

- ア 監査対象公用車を管理する所属
- イ 知事部局及び教育委員会の本庁の所属のうちア以外のもの

第3 公用車の配置状況

1 部局別の設置状況

区 分	配置台数	うち電気自動車
知事部局	686	29
本庁	100	8
県民局（地域事務所，水島港湾事務所を含む。）	476	21
その他出先機関	110	0
教育委員会	81	0
本庁	18	0
出先機関	14	0
学校	49	0
企業局	18	0
合 計	785	29

第4 監査の結果

1 使用状況について

公用車の稼働率の状況は，〔表1〕のとおりである。

稼働率が低い車両（50%未満）を有する機関において，その原因を分析しているかどうかについては，〔表2〕のとおりである。分析結果として，稼働率が低い理由は，「資材や荷物の運搬のために使用している」とするものが最も多かった。その他「電気自動車で走行距離が限定される」，「訪問教育用に使用している」，「車体が大きく，訪問先の狭い道に入りにくい」，「駐車場が使いにくい（駐車位置が縦列駐車の後方・駐車スペースが狭小で入出庫しづらい・駐車場が事務所から離れたところにある）」などとなっている。特に，電気自動車については，走行距離に不安があり遠距離使用ができないなどの理由で岡山市内及び倉敷市内に所在するものを除く機関では，すべて稼働率が低かった。

稼働率が低い車両について，今後の有効活用を検討しているかどうかについては，〔表3〕のとおりである。検討内容は，「廃車や減車の検討」，「稼働率のよい車両との使用機会の均等を図る」，「稼働率が低い車を優先的に使用するよう職員に呼びかける」，「電気自動車とガソリン車の効率的な配車を図る」等であった。

一方，検討していない理由は，「災害等の突発的なことに対応するため」や「業

務上必要なため」など、稼働率にかかわらず万一の備え等として必要であるとするものが多かった。

なお、稼働率について異常に低い数値を示しているものがあったが、これは公用車予約・管理システムに所定の入力を行っていないものであった。

〔表1〕稼働率の状況（カッコ内は電気自動車で内数）

	台数	構成比(%)
稼働率50%以上の車両	512(13)	65.2(44.8)
稼働率50%未満の車両	273(16)	34.8(55.2)
うち稼働率50%未満～40%以上	77(2)	9.8(6.9)
うち稼働率40%未満～30%以上	84(6)	10.7(20.7)
うち稼働率30%未満～20%以上	56(2)	7.2(6.9)
うち稼働率20%未満～10%以上	37(5)	4.7(17.2)
うち稼働率10%未満	19(1)	2.4(3.5)
計	785(29)	100.0(100.0)

注：全体の平均稼働率は60.1%。電気自動車の平均稼働率は53.4%で、このうち、岡山市内・倉敷市内に所在する機関については79.1%、それ以外の機関については29.5%

〔表2〕稼働率が低い車両の原因分析

	機関	構成比(%)
分析している	65	78.3
分析していない	18	21.7

〔表3〕稼働率が低い車両の今後の有効活用の検討

	機関	構成比(%)
検討している	35	42.2
検討していない	48	57.8

2 配置及び更新について

更新計画の作成状況は、〔表4〕のとおりである。

「使用年数や安全性を考慮して更新計画を作成している」とするところもあったが、8割近くが作成していなかった。その理由は、リース車はリース契約で更新時期が決まっており、また、県所有車も予算要求に当たり更新基準を満たす必要があるので、特に作成はしていないとするものが多かった。

更新の時期については、用度課が各所属の要望を聞き、リース車については「普通車9年、軽四8年、電気自動車5年」というリース契約期間を基に取りまとめ、計画的に更新されている。（注：「普通車」には、小型乗用自動車及び小型貨物自動車を含む。）

県有車両の更新については、予算要求時の更新基準（使用期間・走行距離）に基

づくが、走行距離要件を満たしていなくても経過年数、故障の頻度などを考慮して更新を要望しているところもあった。

電気自動車の配置については、知事部局の本庁 8 台、県民局 3 台ずつ、地域事務所 2 台ずつであり、出先機関においては立地状況にかかわらず定数的に配置されていた。

〔表 4〕更新計画の作成状況

	機関	構成比 (%)
作成している	25	20.7
作成していない	96	79.3

3 予約・管理システムの運用について

監査対象機関のうち、知事部局及び教育委員会においてシステムが運用されているが、予約の状況については、〔表 5〕のとおりであり、67.6%が「希望どおり又はおおむね希望どおり」に予約できているが、30.7%が「希望どおりにならないことが時々ある又は多い」状況であった。なお、知事部局及び教育委員会の本庁においては、「希望どおりにならないことが時々ある又は多い」とする割合が 6 割程度であった。

また、予約しても使用しなかった場合の対応については、使用開始予定時刻を過ぎてから取り消すことがあると回答した機関もあった。その場合、知事部局本庁の集中管理車両については、用度課では、使用開始予定時刻から一定時間を経過しても必要な変更、取消入力が行われなときは、当該予約を「不適切な予約」として記録し、発生件数により文書で警告していたが、使用停止の措置を講じたものはなかった。

システムが停止した場合の危機管理体制について検討している機関は 2 割程度しかなく、多くが検討していない状況であった。検討している内容は、「予約はすべて白紙とし、システム復旧まで紙の予定表で管理する」、「運行計画はエクセル表を作成し、手書きで記入。運転記録については、メモを作成し、システム復旧後入力する」などであり、検討していない理由は、用度課の指示に従うとするものなどであった。

システムにおける改善や課題については、「キャンセル待ち機能」の追加や、「予約可能期間は現在は 30 日先までであるが、2～3 か月先まで延ばしてほしい」、「予約確認メールを前日や当日の朝にも送信してほしい」という意見などがあった。

〔表 5〕予約の状況

	機関	構成比 (%)
希望どおり予約できる	53	29.6
おおむね希望どおり予約できる	68	38.0
希望どおりにならないことが時々ある	39	21.8
希望どおりにならないことが多い	16	8.9
その他	3	1.7

4 運行管理及び保管について

公用車の保管状況は、〔表6〕のとおりであり、62.9%の機関でシャッター付きの車庫内、あるいは施錠のある屋外の駐車場に保管されていた。しかし、組織統合等で公用車を多く保有している場合などは、一部の車両を施錠のない屋外の駐車場所に保管している機関も見受けられた。

公用車の鍵の管理状況は、〔表7〕のとおりであり、所属で一括管理しているものが69.2%であった。主な保管場所は、〔表8〕のとおり「事務所内のキーボックス」が最も多く、次いで「壁や事務机に掛けている」が多かった。

〔表6〕 公用車の保管場所（複数回答あり）

	機関	構成比(%)
シャッター付きの車庫	61	46.2
屋外の駐車場（施錠あり）	22	16.7
屋外の駐車場（施錠なし）	35	26.5
その他	14	10.6

〔表7〕 鍵の管理状況（複数回答あり）

	機関	構成比(%)
所属で一括管理している	72	69.2
課ごとに管理している	25	24.1
その他	7	6.7

〔表8〕 鍵の保管場所（複数回答あり）

	機関	構成比(%)
事務所内のキーボックス	55	40.8
担当部署の机の中、ロッカー	18	13.3
壁や事務机に掛けている	42	31.1
その他	20	14.8

5 点検及び整備について

点検及び整備については、道路運送車両法（以下「車両法」という。）第47条の規定により、自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じて整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならないとされている。

日常点検については、車両法第47条の2の規定により、自動車の使用者は、日常点検義務を課されており、自動車の走行距離、運行時の状況等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定められた技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならないとされている。

岡山県庁用自動車管理規程（以下「管理規程」という。）においては、同規程第12条第3項の規定により、庁用自動車を運転しようとする者は、1日1回、その運行の開始前において、車体外観（汚れ及び損傷）等別に定める項目を点検しなければならないとされている。企業局の岡山県局用自動車管理規程（以下「局管理規程」という。）においても、同規程第14条第2項に運行開始前の点検について規定されている。

定期点検についても、車両法第48条の規定により、自動車の種別、用途等に応じて、それぞれ定められた時期に自動車を点検しなければならないとされている。

日常点検については、〔表9〕のとおり、ほとんどの機関で運転者が運転前に異常がないか確認していた。

日常点検において異常を見つけたことがある機関は、〔表10〕のとおり14.5%あり、これは「乗ろうと思ったらドアが凹んでいた。いつ凹んでいたかはわからなかった」というものや、エンジン音の異常、パワーウィンドウの不調などであった。

また、日常点検以外で異常を確認したことがある機関は、〔表11〕のとおり13.7%あった。これは、エンスト、エアコンの不調、ドアミラーの故障などであった。

運転後の点検については、法令上の義務づけはなく、異常があった場合のみシステム上でチェックするようになっているが、いつ凹んだかわからないような事例があった部署においては、「車両鍵貸出簿」に「運行前後の損傷、異常等の有無」をチェックする欄を設け、確認していた。

なお、平成27年度における車両法に基づく定期点検の実施状況については、〔表12〕のとおり「一部の車両について実施した」又は「実施しなかった」という回答が6.9%あった。

実施していなかった理由は、「予算措置がなかったため」、「特に異常箇所がなかったため」などであった。

〔表9〕 日常点検

	機関	構成比(%)
運転者が運転の前に異常がないか点検している	169	94.4
実施していない	4	2.2
その他	6	3.4

〔表10〕 日常点検における異常の有無

	機関	構成比(%)
ない	153	85.5
ある	26	14.5

〔表11〕 日常点検以外での異常の有無

	機関	構成比(%)
ない	88	86.3
ある	14	13.7

〔表12〕車両法に基づく定期点検（平成27年度）

	機関	構成比(%)
すべての車両について実施した	95	93.1
一部の車両について実施した	3	3.0
実施しなかった	4	3.9

6 安全対策について

安全運転教育等の実施状況は、〔表13〕のとおりである。

所属長は、管理規程第5条の3第1項の規定により、安全な運転を確保するため、庁用自動車を運転する者等に安全運転教育を実施し、又は安全運転に関する研修等の機会を与えなければならない、また、供用管理者は、同規程第4条の2第1項の規定により、職員及び非常勤嘱託職員等の安全運転教育その他関係事務の責任者として、これらの職員等を指導監督することとされている。局管理規程においても所属長の責務については同規程第5条の2第1項に、また、供用管理者の職務については同規程第4条第3項に規定されている。

用度課においては、平成27年度に運転職員資格取得研修を9回（受講者302名）、供用管理者研修を2回（同160名）、安全運転研修を9回（同77名）を実施するなど、事故防止その他安全対策に努めている。

各機関においては、警察署等外部から講師を招くなどして交通安全等に特化した研修会を実施した機関は一部であり、その他は特別な研修は行わないで、上記の供用管理者研修資料の回覧や会議での注意喚起等を行ったところが多かった。また、業務が多忙などの理由から安全運転教育を行っていない機関も数件あった。

なお、安全対策として、職員が公用車で出張する際、上司や同僚が安全運転の声掛けを行うようにしている機関は多く見受けられた。このほか、バック事故防止のための注意事項記載プレートを車内に備え付けたり、無事故継続日数を職員から見やすいところに掲示している機関もあった。

事故があった場合には、直ちに事故現場で応急措置をとる必要があるが、事故初動マニュアル等を携行していない機関が〔表14〕のとおり20.6%あった。

また、ドライブレコーダーを設置し、事故時の状況把握はもちろんのこと、運転者に安全運転の意識づけを促進している機関や、着脱のできるナビシステムを数台購入し、公用車の運転に利用している機関がある中、安全対策としてバックモニターやバックセンサー等を装備してもらいたいとの意見があった。

〔表13〕安全運転教育等の実施状況

	機関	構成比(%)
実施した	173	96.1
実施しなかった	7	3.9

〔表14〕 事故初動マニュアル等の携行

	機関	構成比(%)
用度課の＜事故発生時の対応フロー＞を携行	126	70.0
独自にマニュアルを作成して携行	9	5.0
携行していない	37	20.6
その他	8	4.4

7 自家用車の公務使用について

自家用車の公務使用については、知事部局では「職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱」で、教育委員会では「岡山県教育委員会職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱」で定められており、企業局では知事部局の取扱要綱に準ずる取扱いをしている。

監査対象のほとんどの機関で自家用車が公務に使用されている状況であった。

上記の取扱要綱では、使用承認基準が定められており、「旅行命令権者は、公用車がない場合又は公用車を使用することが困難な場合であって、通常の公共交通機関を利用する場合より利便性が高く、公務能率の向上が図られると認められるとき」に「職員からの申請に基づき、自家用車を公務に使用することを承認することができる」とされている。

自家用車を公務に使用している機関の多くは、自家用車の公務使用を承認する際にその理由について口頭などで確認していたが、一部の機関では、「あらかじめ自家用車の公務使用が承認される条件を周知しているため」などの理由から確認がなされていない状況であった。

〔表15〕 自家用車を公務に使用する職員

	機関	構成比(%)
いる	170	94.4
いない	10	5.6

〔表16〕 自家用車を公務に使用する理由の確認

	機関	構成比(%)
確認している	149	87.6
確認していない	21	12.4

〔表17〕 確認方法（複数回答あり）

	機関	構成比(%)
口頭	127	82.5
文書	5	3.2
その他	22	14.3

第5 監査の意見

今回、財務監査対象機関のうち監査の対象とした公用車を使用している機関を選定して監査を実施した結果、その使用、管理等がおおむね適切に実施されているものと認められたが、使用、管理等の適正性、効率性、有効性をさらに確保するため、次の事項について改善を検討されたい。

1 稼働率の低い車両について

パトロールや農業資材の運搬などに用いる車両については、災害、実習などへの対応のために業務上不可欠であるが、それ以外の車両については、必要性について十分な検証がなされていないものも見受けられた。

過去数年間にわたって稼働率が低い車両については、個別にその必要性を検証し、その結果、業務に支障がないと認められる公用車については、不足している機関への管理換、廃車、減車などを検討されたい。

また、電気自動車については、全体的に稼働率が低い。これは稼働率よりも環境負荷低減政策等により購入していると理解しているが、購入した以上、優先して使用しなければ環境負荷低減政策にも寄与しない。「電気自動車とガソリン車の効率的な配車を図る」等検討している部署もあるが、該当機関は稼働率の向上を図られたい。

なお、稼働率が異常に低い車両を調査した結果、システムへの入力を行わないで管理している機関があったが、適正な事務処理をするよう速やかに改善を図られたい。

2 電気自動車の配置について

電気自動車の配置は、出先機関においては、県民局に3台ずつ、地域事務所に2台ずつであり、立地の状況にかかわらず同数配置されている。岡山市内及び倉敷市内に所在する機関における平均稼働率は79.1%と高いが、それ以外の機関における平均稼働率は29.5%と低く、電気自動車の普及推進に向けた県民への啓発や環境負荷低減政策への貢献については、効果に疑問が残る。

1において述べたとおり稼働率の低い部署では稼働率の向上を図ることが前提ではあるが、どうしても困難な場合は配置を換えることも必要ではないかと考えられる。その場合、庁舎への充電設備の設置工事費用などコストの問題はあるが、長い目で見た場合、あるいは啓発等への効果を考えた場合、稼働率の高い機関へ配置を換えるべきではないかと思料される。

3 予約・管理システムについて

システムにおいて予約し、使用しなかった場合、他の部署に迷惑をかけることになる。必要かどうかわからないにもかかわらず、とりあえず複数台又は複数日予約しておくことへの批判もある。公用車を管理する部署においてはこうした場合への対応をさらに検討されるとともに、各所属においては、必要最小限の予約にとどめるよう努められたい。

また、改善や課題についての意見もあり、今後のシステムの運用改善については、部署の意見を把握しながら検討するとともに、公用車を管理する部署にあっては、不測の事態にも混乱しないように危機管理体制を日頃から整えておくよう努められたい。県民局及び地域事務所においては、事前の了解を得て他部署の公用車を予約することができるが、了解を要さず使用できる集中管理車両を増やし、部署間の融通をしやすいなどして効率的な運用を図ることも一考されたい。

4 点検及び整備について

日常点検の記録については、システムでは異常があった場合のみのチェックであり、非常に簡易なものである。運転前の点検でドアの凹みを発見したが、いつ凹んだものかわからないような事例もあることから、自分の所属の車両という意識が希薄になっているものと思われる。これは集中管理による効率性のメリットの反作用と思われるが、一部には車両の運行前後に損傷、異常等の有無を確認し、記録している部署もある。システムの改善、又はシステム以外で記録を残すことも検討し、いつ損傷したかわからないようなことのないように点検の徹底を図られたい。

定期点検については、一部の機関において、関係法令等に対する認識が徹底していない状況が見受けられたが、点検及び整備の重要性を再度認識し、関係法令等に基づく適切な点検を実施されたい。

5 安全対策について

公用車の事故は、依然として多く発生していることから、所属長の責務の一つとして、交通安全等に特化した実効性のある研修会を実施することが望まれる。一度に全員揃っての研修会が難しい機関においては、研修会を数回に分けるなどして、所属職員全員に安全運転に関する指導を確実に行うよう努められたい。

また、事故に遭った場合は速やかな対応が求められるが、事故初動マニュアル等を携行していない機関があった。さらに、このマニュアルが鍵袋に備えられている車両を使用している場合であっても、そのことを知らない職員もいるのではないかと推測された。これらのことから、事故時に取るべき対応について周知徹底されたい。

なお、後退時の事故が多いが、最近ではバックモニターが装備されている自家用車も多く、それに慣れている職員も多いのではないかと思われ、バックモニターやバックセンサーを装備してほしいという意見があった。最近更新された車両については、コーナーセンサーが装備されているものもあり、今後さらに増加する見込みであるが、既存の車両には未装備のものも多いため、安全対策の一つの方法として検討してみる余地があるのではないかと思料される。

6 自家用車の公務使用について

自家用車の公務使用はあくまで補完的な措置であり、その取扱いは、例外的、限定的なものとして厳格な運用に努める必要がある。そのため、旅行命令権者は、自家用車の公務使用については、取扱要綱に基づく適正な手続を行われたい。

○岡山県庁用自動車管理規程（抜粋）

（供用管理者）

第四条 庁用自動車を使用する所属所ごとに供用管理者を置くものとし、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 課にあつては、庶務を担当する班長又はこれに相当する職にある者
 - 二 県事務所及び出先事務所にあつては、庶務を担当する課の長又はこれに相当する職にある者
- 2 県事務所及び出先事務所にあつては、庁用自動車の配置台数に応じ、複数の供用管理者を置くことができる。この場合において、所属長は、それぞれの供用管理者の処理すべき業務の分担を明らかにしておかなければならない。

（供用管理者の職務）

第四条の二 供用管理者は、職員及び非常勤嘱託職員等の安全運転教育その他関係事務の責任者として、これらの職員等を指導監督する。

- 2 次に掲げる者は、前項の事務のほか、他の供用管理者の指導及び供用管理者間の調整を行う。
- 一 主管課（岡山県行政組織規則第十四条第二項の表の下欄に掲げる課（ただし、出納局にあつては、用度課）をいう。第五条の二第一項第一号において同じ。）及び教育庁教育政策課の供用管理者
 - 二 複数の供用管理者を置く場合にあつては、所属長がその一人を総括者として指名した者（次項、次条第一項第三号及び同条第二項において「総括者」という。）
- 3 庁用自動車が配置された所属所の供用管理者（複数の供用管理者を置く場合にあつては、総括者）は、庁用自動車の管理、第六条第五項の整備管理者等の指導監督、庁用自動車の適正な整備、運行管理等の確保に努めるものとする。

（安全運転教育）

第五条の三 所属長は、安全な運転を確保するため、庁用自動車を運転する者並びに安全運転管理者、副安全運転管理者及びその他庁用自動車の運行を直接管理する地位にある者に安全運転教育を実施し、又は安全運転に関する研修等の機会を与えなければならない。

- 2 所属長は、安全運転教育推進のため、安全運転会議を設けなければならない。
- 3 安全運転会議は、運転者の安全運転の理解を深め、事故防止を図ることを目的として供用管理者が主宰するものとし、年二回以上開催しなければならない。
- 4 所属長は、前項の安全運転会議の組織及び運営方法を所属所の実情に応じて定め、その開催状況を記録しておかなければならない。
- 5 所属長は、道交法第七十四条第三項の規定により、緊急自動車等の運転者に対して当該自動車の安全な運転を確保するために必要な教育を行わなければならない。

(庁用自動車の使用)

第十二条 庁用自動車の使用者(運転者及び同乗者をいう。以下同じ。)は、道交法その他関係法令及び各所属所で必要に応じて定めた内規等を遵守するとともに、事故防止に十分配慮し安全確保に努めなければならない。

2 庁用自動車の使用者は、予約・管理システムにより使用の予約及び運転記録を行わなければならない。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合であって、事後において予約・管理システムにより運転記録を行うことができないときは、この限りでない。

3 庁用自動車を運転しようとする者は、一日一回、その運行の開始前において、別に定める項目を点検しなければならない。

4 庁用自動車の使用者は、前項の規定による点検の結果、当該自動車が道路運送車両法第四十条から第四十二条まで、第四十四条及び第四十五条に規定する保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、速やかに当該自動車の点検整備を担当している整備管理者等に通報し、指示を受けなければならない。

5 前項の規定により通報を受けた整備管理者等は、速やかに供用管理者等に通報するとともに、必要な措置を講じなければならない。

6 庁用自動車の使用者は、当該自動車の燃料の残量が燃料タンクの容量の二分の一以下になった場合は、燃料の補給を行わなければならない。

○岡山県局用自動車管理規程（抜粋）

(供用管理者)

第四条 局用自動車が配置された所属所ごとに供用管理者を置くものとし、次の者をもって充てる。

- 一 本局にあつては、総務企画課長
- 二 局事務所にあつては、総務課長

2 所属長は、必要があると認める場合は、前項各号に掲げる者のほかに、供用管理者を置くことができる。この場合においては、それぞれの供用管理者の処理すべき業務の分担を明らかにしておかなければならない。

3 供用管理者は、局用自動車の管理に関して、整備管理者、運転責任者及び運転する者を指導監督し、局用自動車の適正な運行管理及び安全な運転の確保に努めるものとする。

(安全運転教育)

第五条の二 所属長は、安全な運転を確保するため、局用自動車を運転する者並びに安全運転管理及びその他局用自動車の運行の直接管理をする地位にある者に安全運転教育を実施し、又は安全運転に関する研修等の機会を与えなければならない。

2 所属長は、道路交通法第七十四条第三項の規定により、緊急自動車等の運転者に対

して当該自動車の安全な運転を確保するために必要な教育を行わなければならない。

(日常点検整備)

第十四条 局用自動車(原動機付自転車を除く。)の運転責任者は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、日常点検表(様式第四号)により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により当該自動車を点検しなければならない。

2 局用自動車のうち法第四十八条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車の運転責任者又は当該自動車を運転しようとする者は、前項の規定にかかわらず、一日一回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。

3 局用自動車の運転責任者は、前二項による点検の結果、当該自動車が法第四十条から第四十二条まで、第四十四条及び第四十五条に規定する保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「保安基準」という。)に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

○道路運送車両法(抜粋)

(使用者の点検及び整備の義務)

第四十七条 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

(日常点検整備)

第四十七条の二 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

2 次条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、一日一回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。

3 自動車の使用者は、前二項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

(定期点検整備)

第四十八条 自動車(小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。)の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当

該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

一 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量八トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 三月

二 道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。） 六月

三 前二号に掲げる自動車以外の自動車 一年

2 前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

◎岡山県教育委員会規則第一号

岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

岡山県教育委員会

岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則（昭和三十年岡山県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表岡山区の項中「（平成十六年九月三十日現在における上房郡賀陽町の区域（平成二十一年九月三十日現在における吉備中央町立吉備高原小学校の学区（以下「吉備高原小学校学区」という。）に限る。）及び御津郡加茂川町の区域に限る。）」を削り、同表備北学区の項中「、真庭市」を「及び真庭市」に改め、「及び吉備中央町（平成十六年九月三十日現在における上房郡賀陽町の区域（吉備高原小学校学区を除く。）に限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に岡山県立高等学校に在学している者については、なお従前の例による。

（特例）

3 この規則による改正後の岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則別表の規定にかかわらず、当分の間、岡山県立高梁高等学校の通学区域は、吉備中央町の区域を含むものとする。

◎岡山県教育委員会規則第二号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十六年岡山県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中十二の表を十三の表とし、七の表から十一の表までを一ずつ繰り下げ、六の表の次に次の一表を加える。

七 免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号及び第十八条の四の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

小学校教諭の二種免許状		幼稚園教諭の二種免許状	受けるようとする免許状の種類	
通免許状		通免許状	有することを必要とする免許状	
二	一	一	最低在職年数に加える在職年数	修得することを必要とする科目及び単位数
五	七		各教科の指導法	教育課程及び指導法に関する科目
一	一	三	道徳の指導法	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
一	二		保育内容の指導法	教科又は教職に関する科目

備考

- 一 最低在職年数に加える在職年数とは、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号に規定する実務証明責任者の証明を有する在職年数をいう。
- 二 教科に関する科目及び各教科の指導法（小学校教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合の各教科の指導法を除く。）の単位は、免許法施行規則第十八条の二の表備考第一号及び第二号に規定する方法により修得するものとする。
- 三 教科又は教職に関する科目の単位は、免許法施行規則第十八条の二の表備考第三号に規定する方法により修得するものとする。ただし、同号により修得することを必要とする科目の数が最低修得単位数を超える場合は、当該最低修得単位数を修得することを必要とする科目の数とする。

高等学校教諭の 一種免許状		中学校教諭の二 種免許状							
中学校教諭の普 通免許状（二種 免許状を除く。）		高等学校教諭の 普通免許状		小学校教諭の普 通免許状			中学校教諭の普 通免許状		
二	一	二	一	三	二	一	二	一	
				五	五	七			
一	一	一	一	一	一	二	五	七	
		一	一						
一	二	一	一	一	二	二	一	二	
四	六	二	三						

四 小学校教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合の各教科の指導法の単位は、免許法施行規則第十八条の二の表備考第二号に規定する教科について、次により修得するものとする。

イ 各教科の指導法の修得することを必要とする単位数（以下「必要単位数」という。）が七の場合にあつては、次により四以上の教科の指導法について修得するものとする。

（イ） 四の教科の指導法を修得することにより必要単位数を修得しようとする場合

四の教科のうち、三以上の教科の指導法について、それぞれ二単位以上を修得すること。

（ロ） 五以上の教科の指導法を修得することにより必要単位数を修得しようとする場合

修得する教科のうち、二以上の教科の指導法について、それぞれ二単位以上を修得すること。

ロ 必要単位数が五の場合にあつては、次により三以上の教科の指導法について修得するものとする。ただし、五以上の教科の指導法を修得することにより必要単位数を修得しようとする場合を除く。

（イ） 三の教科の指導法を修得することにより必要単位数を修得しようとする場合

三の教科のうち、二以上の教科の指導法について、それぞれ二単位以上を修得すること。

（ロ） 四の教科の指導法を修得することにより必要単位数を修得しようとする場合

四の教科のうち、一以上の教科の指導法について、二単位以上を修得すること。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第三号

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

岡山県教育委員会

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岡山県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年岡山県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一岡山県立津山中学校の項中

―	―
―	一六〇

を

八〇

二四〇

に改める。

別表第二岡山県立岡山芳泉高等学校の項中「一、〇〇〇」を「九六〇」に改め、同表

岡山県立岡山東商業高等学校の項中

二八〇	二八〇	―	一、〇四〇
-----	-----	---	-------

を

二四〇

二八〇

―

一、〇〇〇

に改め、同表岡山県立倉敷鷺羽高等学校

の項中「八四〇」を「八〇〇」に改め、同表岡山県立倉敷工業高等学校の項中

一二〇

―

一、〇〇〇

を

八〇

―

九六〇

に改め、

同表岡山県立津山高等学校の項中

普	
通	
四 〇 〇	一
	一
	二 四 〇
	一
七 六 〇	

を

に改め、同表岡山県立

に改め、同表岡山県立総社南高

四 ○	八 ○
八 ○	八 ○
八 ○	八 ○
	四 四 ○

を

八 ○	八 ○
八 ○	八 ○
八 ○	八 ○
	四 八 ○

岡山県立玉野高等学校の項中「二〇〇」を「一六〇」に、「五二〇」を「四八〇」に改め、同表岡山県立笠岡商業高等学校の項中

に改め、同表

地域ビジネス	八〇
情報ビジネス	八〇
	八〇
	八〇
	一
	四八〇

を

地域ビジネス	八〇			五二〇
国際ビジネス	八〇	―		
情報ビジネス	八〇	―		
	八〇	四〇		
	―	―	―	

岡山県立津山商業高等学校の項中

に改め、同表

理 普		
数 通		
	一 二 〇	六 〇 〇
		七 二 〇

		班
八〇		委
		四〇

新見高等学校の項中「三三〇」を「三一五」に、「一一〇」を「一〇五」に、「六四〇」を「六一五」に改め、同表岡山県立和気閑谷高等学校の項中「一六〇」を「一二〇」に、「四〇〇」を「三六〇」に改め、同表岡山県立勝間田高等学校の項中

総合学科	グリーン環境	食品科学	産業工学
一二三〇	三五	三五	一
	三五	三五	一
	三五	三五	三五
			一
四七五			

を

総合学科	グリーン環境	食品科学
二四〇	三五	三五
	三五	三五
	三五	三五
		一
四五〇		

に改める。

別表第四岡山県立岡山聾学校の項中

九	一	二〇	一〇	一六
一	一〇	二〇	一〇	一
一	一〇	二〇	一〇	一
九	二〇	四〇	二〇	一六

を

九
九
一
一八

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則

一六			
一六			
	一 ○	二 ○	一 ○
三二	一 ○	二 ○	一 ○

に改める。

◎岡山県教育委員会規則第四号

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

岡山県教育委員会

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成十五年岡山県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の二」を「第二十五条」に改める。

第五条第一項中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。